

<h1>名古屋市公報</h1>	平成26年 2月26日	第1047号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目 次 ページ

規 則

- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則
(住都・建築指導課) (第4号) 4

告 示

- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健福・介護保険課) (第62号) 10
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (健福・介護保険課) (第63号) 13
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止 (健福・介護保険課) (第64号) 14
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (健福・介護保険課) (第65号) 16
- 指定居宅介護支援事業者の廃止 (健福・介護保険課) (第66号) 19
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第67号) 20
- 道路の位置の指定を受けた道路の一部廃止の指定 (住都・建築審査課) (第68号) 21
- たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について (消防・指導課) (第69号) 22
- 指定障害福祉サービス事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第70号) 24
- 指定特定相談支援事業者等の指定について (健福・障害者支援課) (第71号) 26
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止について (健福・障害者支援課) (第72号) 28
- 名古屋市農業センター駐車場の有料期間 (緑土・農業センター) (第73号) 29
- 名古屋市農業センター臨時開所 (緑土・農業センター) (第74号) 30

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について (第1号) 31

監 査 公 表

- 平成26年監査公表 (第3号) 33

公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課) 100
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課) 102
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課) 104

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第 4号）

1 改正内容

(1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第36条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 3号様式、第 7号様式及び第 8号様式の 2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 2 月17日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 4 号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第35条の次に次の 1 条を加える。

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例に係る認定申請書の添付図書）

第36条 都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）第 1 条の18第 1 項の規定による認定申請書には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1 (い) 項に掲げる図書のうち付近見取図、配置図、各階平面図及び (ろ) 項に掲げる図書
- (2) 規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 (30) 項 (ろ) 欄に掲げる図書のうち日影図
- (3) 申請者の認定を必要とする理由の陳述書

2 前項に定めるもののほか、特定行政庁は、必要があると認めるときは、認

定事項の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

別記第 3 号様式備考を削る。

別記第 7 号様式表面中「^{こう}勾配」を「勾配」に改め、同様式裏面注 7 の項中「^{こう}勾配」を「勾配」に、「社団法人立体駐車場工業会」を「公益社団法人立体駐車場工業会」に改める。

別記第 8 号様式の 2 を次のように改める。

建築物移動等円滑化基準調書

建築物の概要

1 名 称		3 主要用途	
2 所在地		4 工事種別	

建築物移動等円滑化基準項目表

建築物特定施設	建築物移動等円滑化基準		措置の状況	
1 廊下等	(1) 表面を滑りにくい材料で仕上げることについての配慮		有 ・ 無	
	(2) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設 (平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第 1 に掲げる場合を除く。)		有 ・ 無	
2 階段	(1) 手すりの設置 (踊場を除く。)		有 ・ 無	
	(2) 表面を滑りにくい材料で仕上げることについての配慮		有 ・ 無	
	(3) 段を容易に識別できるものとする事についての配慮		有 ・ 無	
	(4) つまづきにくい構造とすることについての配慮		有 ・ 無	
	(5) 段部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等の敷設 (平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第 2 に掲げる場合を除く。)		有 ・ 無	
	(6) 主たる階段を回り階段としないことについての配慮 (空間の確保が困難な場合を除く。)		有 ・ 無	
3 傾斜路	(1) 手すりの設置 (勾配 1/12 以下で高さ 16cm 以下の傾斜部分を除く。)		有 ・ 無	
	(2) 表面を滑りにくい材料で仕上げることについての配慮		有 ・ 無	
	(3) 前後の廊下等と容易に識別できるものとする事についての配慮		有 ・ 無	
	(4) 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等の敷設 (平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第 3 に掲げる場合を除く。)		有 ・ 無	
4 便所	(1) 車椅子使用者用便所の設置 (1 以上)		有 ・ 無	
	ア 腰掛便座、手すり等の適切な配置についての配慮		有 ・ 無	
	イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保することについての配慮		有 ・ 無	
	(2) オストメイト対応の水洗器具の設置 (1 以上)		有 ・ 無	
5 ホテル又は旅館の客室	(3) 床置き式の小便器、受け口の高さが 35cm 以下の壁掛式の小便器等の設置 (1 以上)		有 ・ 無	
	(1) 車椅子使用者用客室の設置 (客室の総数が 50 以上の場合 1 以上)		有 ・ 無	
	(2) (1) に設置する便所内に車椅子使用者用便所の設置 (当該客室のある階に車椅子使用者用便所を設置した共用便所がある場合を除く。)		有 ・ 無	
	ア 出入口の幅：80cm 以上		幅 (cm)	
	イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすい戸の設置		有 ・ 無	
	ウ 戸の前後に高低差を設けないことについての配慮		有 ・ 無	
	(3) (1) に車椅子使用者用浴室等の設置 (当該客室のある建築物に共用の車椅子使用者用浴室等がある場合を除く。)		有 ・ 無	
	ア 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置についての配慮		有 ・ 無	
	イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保することについての配慮		有 ・ 無	
	ウ 出入口の幅：80cm 以上		幅 (cm)	
6 敷地内の通路	エ 車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすい戸の設置		有 ・ 無	
	オ 戸の前後に高低差を設けないことについての配慮		有 ・ 無	
	(1) 表面を滑りにくい材料で仕上げることについての配慮		有 ・ 無	
	(2) 段がある部分	ア 手すりの設置		有 ・ 無
		イ 段を容易に識別できるようにすることについての配慮		有 ・ 無
		ウ つまづきにくい構造とすることについての配慮		有 ・ 無
	(3) 傾斜路がある部分	ア 手すりの設置 (勾配 1/12 以下で高さ 16cm 以下又は勾配 1/20 以下の傾斜部分を除く。)		有 ・ 無
		イ 前後の通路と容易に識別できるものとする事についての配慮		有 ・ 無

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

建築物特定施設	建築物移動等円滑化基準		措置の状況	
7 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置 (1 以上)		有 ・ 無	
	ア 幅：350cm 以上		幅 (cm)	
	イ 利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることについての配慮		有 ・ 無	
8 移動等円滑化経路	ア 階段又は段を設けないことについての配慮 (傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は除く。)		有 ・ 無	
	(1) 出入口	ア 幅：80cm 以上	幅 (cm)	
		イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすい戸の設置	有 ・ 無	
		ウ 戸の前後に高低差を設けないことについての配慮	有 ・ 無	
	(2) 廊下等	ア 幅：120cm 以上	幅 (cm)	
		イ 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所の設置	有 ・ 無	
		ウ 車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすい戸の設置	有 ・ 無	
	(3) 傾斜路	ア 幅：120cm 以上 (階段に併設する場合は 90cm 以上)	幅 (cm)	
		イ 勾配：1/12 以下 (高さ 16cm 以下の場合は勾配 1/8 以下)	勾配 ()	
		ウ 高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置	有 ・ 無	
	(4) エレベーター	ア 籠の停止階 (利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階) についての配慮		有 ・ 無
		イ 籠及び昇降路の出入口の幅：80cm 以上		幅 (cm)
		ウ 籠の奥行き：135cm 以上		奥行き (cm)
		エ 乗降ロビーの幅：150cm 以上		幅 (cm)
		オ 乗降ロビーの奥行き：150cm 以上		奥行き (cm)
		カ 乗降ロビーに高低差を設けないことについての配慮		有 ・ 無
		キ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい制御装置の設置		有 ・ 無
		ク 籠内に、停止予定階・現在位置を表示する装置の設置		有 ・ 無
		ケ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		有 ・ 無
		コ 不特定多数の者が利用する建築物に設ける場合	(ア) 籠の幅：140cm 以上	幅 (cm)
			(イ) 車椅子の転回に支障がない構造とすることについての配慮	有 ・ 無
		サ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用する建築物 (自動車庫を除く。) に設ける場合	(ア) 籠内に、到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有 ・ 無
	(イ) 籠内及び乗降ロビーに、視覚障害者が操作しやすい制御装置の設置		有 ・ 無	
	(ウ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置		有 ・ 無	
	(5) 特殊な構造又は使用形態の昇降機	ア エレベーターの場合	(ア) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に掲げる構造に該当	有 ・ 無
			(イ) 籠の幅：70cm 以上	幅 (cm)
			(ウ) 籠の奥行き：120cm 以上	奥行き (cm)
			(エ) 十分な籠の幅及び奥行きを確保することについての配慮 (車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合に限る。)	有 ・ 無
		イ エスカレーターの場合	(ア) 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に掲げる構造に該当	有 ・ 無
	(6) 敷地内の通路	ア 幅：120cm 以上		幅 (cm)
イ 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所の設置		有 ・ 無		
ウ 車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすい戸の設置		有 ・ 無		
エ 戸の前後に高低差を設けないことについての配慮		有 ・ 無		
オ 傾斜路の部分		(ア) 幅：120cm 以上 (段に併設する場合は 90cm 以上)	幅 (cm)	
		(イ) 勾配：1/12 以下 (高さ 16cm 以下の場合は勾配 1/8 以下)	勾配 ()	
		(ウ) 高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置 (勾配 1/20 以下の場合を除く。)	有 ・ 無	

建築物特定施設	建築物移動等円滑化基準	措置の状況
9 標識	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は駐車施設の付近に設置	有 ・ 無
	(2) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置	有 ・ 無
	(3) 内容が容易に識別できるものとするについての配慮	有 ・ 無
10 案内設備	(1) エレベーター等、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備の設置 (案内所を設ける場合を除く。)	有 ・ 無
	(2) エレベーター等又は便所の配置を視覚障害者に示す設備の設置 (案内所を設ける場合を除く。)	有 ・ 無
11 視覚障害者移動等円滑化経路	(1) 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合及び平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第 4 に掲げる場合を除く。)	有 ・ 無
	(2) 車路に接する部分に点状ブロック等の敷設	有 ・ 無
	(3) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設 (平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第 5 に掲げる場合を除く。)	有 ・ 無

注 1 措置の状況欄は該当するものに○を付けるとともに、数値を記入してください。

2 この調書には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させるための措置並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 18 条第 1 項に規定する移動等円滑化経路及び同令第 21 条第 1 項に規定する視覚障害者移動等円滑化経路の位置を明示した図書を添えてください。ただし、これらの図書に明示すべき事項を規則第 1 条の 3 の規定に基づき添えた図書に明示した場合には、当該図書を添える必要はありません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、それぞれこの規則による改正後の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第62号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成26年 2月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 Human touch	ヘルパー事業所 所ころ	名古屋市中村区 畑江通 9丁目17 番地の 1	平成26年 2月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ベネッセスタイルケア	ボンセジュール 瑞穂運動場 東ケアステーション	名古屋市瑞穂区 下山町 2丁目63 番地	平成26年 2月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社はなみずき	ヘルパーステーション はなみずき	名古屋市中川区 荒江町16番13号	平成26年 2月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社フォーリーフ	ふたつ葉ヘルパーステーション	名古屋守山区 喜多山二丁目28 番17号	平成26年 2月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社雄生	訪問介護事業 所ほがらか	名古屋市緑区白 土 304番地	平成26年 2月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護

株式会社グッドケアソリューション	ケアステーションあかり	名古屋市緑区有松三丁目山 609番地	平成26年 2月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社フィット	あいおい介護サービス	名古屋市天白区境根町 168番地	平成26年 2月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社Human touch	訪問看護ステーションこころ	名古屋市中村区畑江通 9丁目17番地の 1	平成26年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社コスモス	訪問看護ステーション空	名古屋市瑞穂区竹田町 4丁目10番地の 2	平成26年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社トップウエル	訪問看護ステーショントップウエル	名古屋市緑区諸の木一丁目 808番地	平成26年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
大東自動車株式会社	レッツ倶楽部名古屋中央	名古屋市昭和区安田通 3丁目 1番地の 2	平成26年 2月 1日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社やまねメディカル	デイサービスセンターなごやか大将ヶ根	名古屋市緑区大将ヶ根二丁目 104番地	平成26年 2月 1日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社クニカ	デイサービスこんぺいとう	名古屋市名東区香南一丁目 405番地	平成26年 2月 1日	通所介護 介護予防通所介護
ワンダフルライフ株式会社	デイサービスセンター福祿寿池場	名古屋市天白区池場二丁目3103番地	平成26年 2月 1日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社さわやか倶楽部	さわやかなんよう館	名古屋市港区東蟹田1921番地	平成26年 2月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
株式会社さわ	さわやかなん	名古屋市港区東	平成26年	特定施設入居者生

やか倶楽部	よう館	蟹田1921番地	2月 1日	活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
タイハウコー ポレーション 株式会社	ダスキンヘル スレント檀溪 ステーション	名古屋市昭和区 檀溪通 1丁目23 番地	平成26年 2月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社猫嫁 在宅福祉総合 サポートセン ターひだまり	訪問看護ステ ーションひだ まり	名古屋市千種区 千種二丁目24番 2号	平成26年 2月 1日	訪問看護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第63号

指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第79条第 1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成26年 2月18日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社心樹	居宅介護支援事業所 業所こころ	名古屋市瑞穂区 瑞穂通 1丁目37 番地の 1	平成26年 2月 1日	居宅介護支援
合同会社大日	ケアプランまっ お	名古屋市中川区 尾頭橋三丁目 1 番18号	平成26年 2月 1日	居宅介護支援
元気創健株式会社	ケアプラン元気 村	名古屋市緑区緑 花台1946番地	平成26年 2月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第64号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業所を廃止する旨の届出がありました。

平成26年 2月18日

名古屋市長 河 村 たかし

介護保険事業所番号		2390800130
事業所	名称	瑞穂ケアセンターあお空
	所在地	名古屋市瑞穂区大喜新町 4丁目36番地
事業者	申請者	敬愛有限会社
	所在地	名古屋市瑞穂区大喜新町 4丁目36番地
	代表者氏名	代表取締役 有我美知子
	代表者住所	愛知県豊田市榊塚東町中郷51番地の 2
廃止年月日		平成25年12月31日
サービスの種類		認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

介護保険事業所番号		2390800064
事業所	名称	瑞穂ケアセンターあお空
	所在地	名古屋市瑞穂区大喜新町 4丁目36番地
事業者	申請者	敬愛有限会社
	所在地	名古屋市瑞穂区大喜新町 4丁目36番地
	代表者氏名	代表取締役 有我美知子
	代表者住所	愛知県豊田市榊塚東町中郷51番地の 2

廃止年月日	平成25年12月31日
サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第65号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業所を廃止する旨の届出がありました。

平成26年 2月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社華元	ヘルパーステーションはなちゃん	名古屋市北区如意四丁目 1番地	平成25年 12月12日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社メッセージ	メッセージケアサービス瑞穂公園	名古屋市瑞穂区弥富通 4丁目58番地	平成25年 12月16日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社メッセージ	メッセージケアサービス白鳥南	名古屋市熱田区六番三丁目15番22号	平成25年 12月16日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社Link	ヘルパーステーション幸の芽	名古屋市中川区松ノ木町 1丁目59番地の 2	平成25年 12月19日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社Human touch	南区ヘルパー事業所ころ	名古屋市南区前浜通 3丁目23番地	平成25年 12月24日	訪問介護 介護予防訪問介護

医療法人悠山会	ファミリア訪問介護ステーション	名古屋市天白区 植田一丁目2116番地	平成26年 1月15日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社東海ケアサービス	東海ケアサービス訪問介護事業所	名古屋市緑区鳴子町 2丁目 182番地	平成26年 1月28日	訪問介護 介護予防訪問介護
G・トランスポート・ケア株式会社	G・トランスポート・ケア訪問介護事業所	名古屋市南区元柴田東町 3丁目13番地	平成26年 1月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
アースサポート株式会社	アースサポート名古屋中川	名古屋市中川区五女子町 3丁目43番地	平成26年 1月 6日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
株式会社Human touch	南区訪問看護ステーション こころ	名古屋市南区前浜通 3丁目23番地	平成25年 12月24日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ケアネット・ジャパン	デイサービスセンター楓音	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成25年 12月27日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社スギコライフケア	ヒューマンライフケア星崎	名古屋市南区南野一丁目 105番地	平成26年 1月27日	通所介護 介護予防通所介護
有限会社ちとせケアハート	デイサービスセンターさわやか	名古屋市熱田区南一番町 7番 1号	平成26年 1月30日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社メッドインフォマティクス	アープレンタルサービス	名古屋市中村区熊野町 3丁目 7番地	平成25年 12月25日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉

			用具販売
--	--	--	------

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第66号

指定居宅介護支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から事業所を廃止する旨の届出がありました。

平成26年 2月18日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社華元	はなちゃん	名古屋市北区如意四丁目 1番地	平成25年 12月12日	居宅介護支援
株式会社Humantouch	居宅介護支援事業所ころ	名古屋市瑞穂区瑞穂通 1丁目37番地の 1	平成25年 12月24日	居宅介護支援
特定非営利活動法人かくれんぼ	第 2かくれんぼ居宅介護支援事業所	名古屋市北区金城町 4丁目56番地	平成25年 12月27日	居宅介護支援
株式会社Beans	居宅介護支援事業所けあびーんず「あおい」	名古屋市中川区横井二丁目30番地の 1	平成25年 12月27日	居宅介護支援
株式会社サカイ	ケアプランセンターあじさい	名古屋市西区上小田井二丁目 292番地の 2	平成26年 1月23日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第67号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年 2月19日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 許可年月日及び許可番号
平成25年11月18日 25指令住開指第 152号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
名古屋市守山区小幡三丁目2001番及び2002番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
名古屋市守山区大谷町 1番37号
株式会社加古井建設
代表取締役 加古井哲彬

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第68号

道路の位置の指定を受けた道路の一部廃止の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定により、道路の位置の指定を受けた道路の一部廃止の指定をしました。

平成26年 2月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第 1項第 5号の規定による指定に係る道路

2 一部廃止年月日

平成26年 2月19日

3 一部廃止の指定をした道路の指定年月日、指定番号、位置、延長及び幅員

指定年月日	指定番号	位置	延長	幅員
平成17年12月13日	第 4号	名古屋市南区 呼続五丁目	65.15メ ートル	4.00メー トル
			76.13メ ートル	5.00メー トル

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課

名古屋市告示第69号

たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙を禁止する区域及びその期間を次のように定めます。

平成26年2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 たき火又は喫煙を禁止する区域

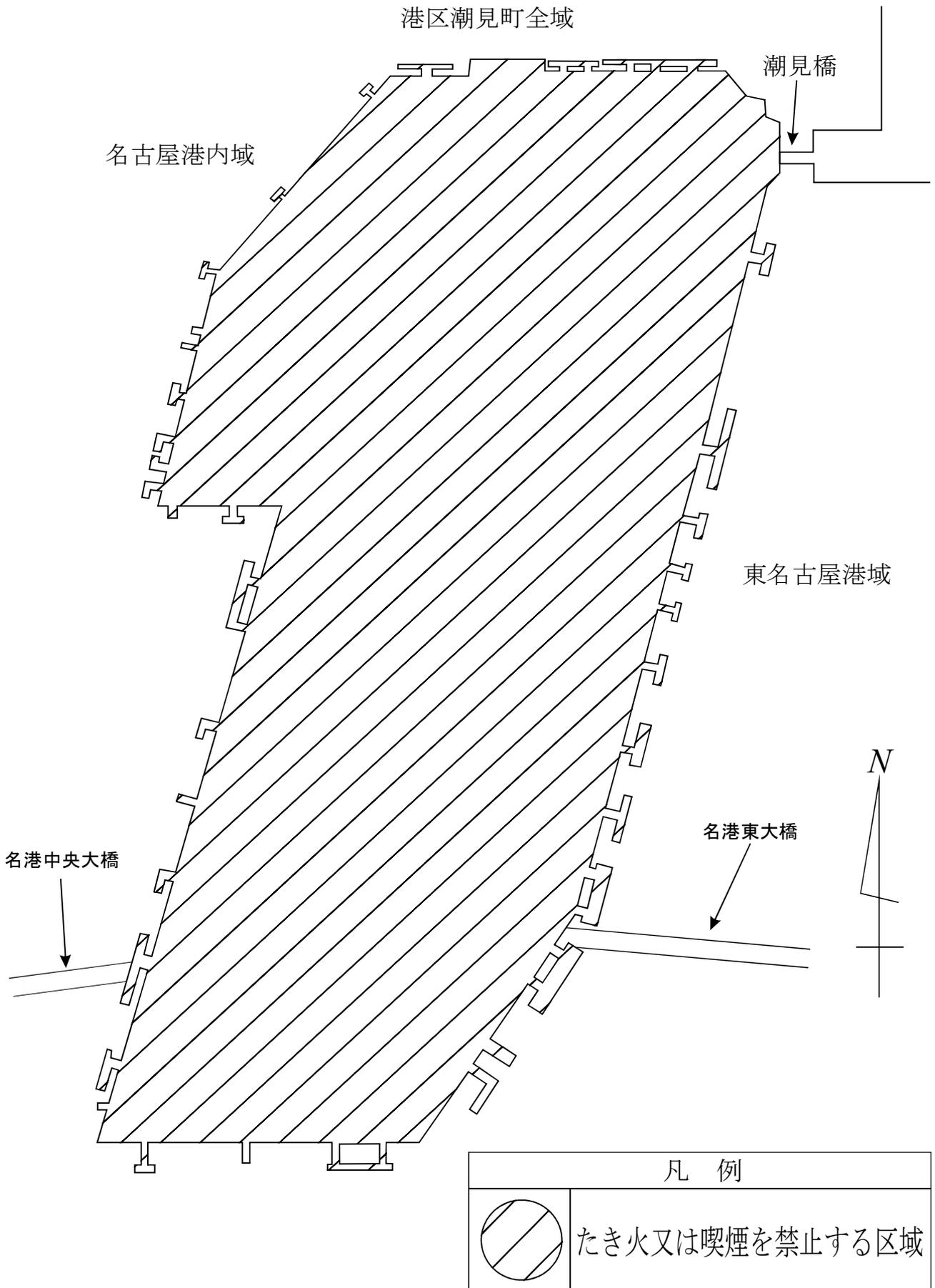
別図に示す港区潮見町全域。ただし、たき火又は喫煙のための施設のある場所を除く。

2 たき火又は喫煙を禁止する期間

平成26年3月1日から平成27年2月28日まで

名古屋市消防局予防部指導課

別 図



名古屋市告示第70号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成26年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社はなみずき 名古屋市中川区荒江町16番13号	ヘルパーステーションはなみずき 名古屋市中川区荒江町16番13号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311301002	平成26年 2月 1日
粹商事株式会社 名古屋市守山区苗代一丁目13番35号	ぴゅあ 名古屋市守山区苗代一丁目13番35号	就労継続支援 B型	2317600878	平成26年 2月 1日
株式会社アイエムビジネス 名古屋市守山区小幡南二丁目18番12号	アイエムケアサービス 名古屋市守山区小幡南二丁目18番12号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	2317601066	平成26年 2月 1日
有限会社雄生 愛知県日進市赤池町西組29番地	訪問介護事業所ほがらか 名古屋市長区白土	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318500929	平成26年 2月 1日

	304番地			
株式会社フォーシーズン 名古屋市東区白壁 一丁目45番地	四季の風訪問介護 事業所 名古屋市緑区大高 町字一番割21番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318500937	平成26年 2月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第71号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成26年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
名古屋市 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号	名古屋市西部地域療育センター 名古屋市中川区小本一丁目20番48号	特定相談支援	2331300117	平成26年 2月 1日
		障害児相談支援	2371300118	
合資会社城木介護センター 名古屋市千種区城木町 1丁目34番地	城木介護センター 名古屋市昭和区川名町 4丁目93番地の 4	特定相談支援	2336200122	平成26年 2月 1日
		障害児相談支援	2376200131	
有限会社もみじ 名古屋市緑区神の倉四丁目 228番地	有限会社もみじ 名古屋市緑区神の倉四丁目 228番地	特定相談支援	2338500107	平成26年 2月 1日
社会福井法人飛翔 名古屋市天白区池場二丁目1005番地	相談支援事業所てふてふ 名古屋市天白区池	障害児相談支援	2376400095	平成26年 2月 1日

	場二丁目1005番地		
--	------------	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第72号

指定障害福祉サービス事業者の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成26年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
名古屋福祉センター株式会社 名古屋市守山区大字下志段味字長箆197番地の1	訪問介護ひまわり 名古屋市守山区大字下志段味字長箆197番地の1	同行援護	2317600290	平成26年 1月31日
株式会社はる 名古屋市中川区上流町2丁目6番地	はるケアサービス 名古屋市中川区上流町2丁目6番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311300848	平成26年 1月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第73号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

平成26年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

使用料を納付しなければならない期間

平成26年 2月25日から同年 3月23日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第74号

名古屋市農業センター臨時開所

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第8条第3項の規定により、名古屋市農業センターの休所日を次のように臨時に開所する日に変更します。

平成26年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

臨時に開所する日 平成26年 3月 3日、同月10日及び同月17日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条第1項の規定に基づき平成26年1月1日現在により調製した名古屋市農業委員会委員選挙人名簿を、次の要領で縦覧に供する。

平成26年2月20日

名古屋市選挙管理委員会委員長 齋藤 實

1 縦覧場所

名古屋市千種区選挙管理委員会事務室（名古屋市千種区役所内）

名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地

名古屋市東区選挙管理委員会事務室（名古屋市東区役所内）

名古屋市東区筒井一丁目7番74号

名古屋市北区選挙管理委員会事務室（名古屋市北区役所内）

名古屋市北区清水四丁目17番1号

名古屋市西区選挙管理委員会事務室（名古屋市西区役所内）

名古屋市西区花の木二丁目18番1号

名古屋市中村区選挙管理委員会事務室（名古屋市中村区役所内）

名古屋市中村区竹橋町36番31号

名古屋市中区選挙管理委員会事務室（名古屋市中区役所内）

名古屋市中区栄四丁目1番8号

名古屋市昭和区選挙管理委員会事務室（名古屋市昭和区役所内）

名古屋市昭和区阿由知通3丁目19番地

名古屋市瑞穂区選挙管理委員会事務室（名古屋市瑞穂区役所内）

名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目32番地

名古屋市熱田区選挙管理委員会事務室（名古屋市熱田区役所内）

名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号
名古屋市中川区選挙管理委員会事務局（名古屋市中川区役所内）
名古屋市中川区高畑一丁目223番地
名古屋市港区選挙管理委員会事務局（名古屋市港区役所内）
名古屋市港区港明一丁目12番20号
名古屋市南区選挙管理委員会事務局（名古屋市南区役所内）
名古屋市南区前浜通3丁目10番地
名古屋市守山区選挙管理委員会事務局（名古屋市守山区役所内）
名古屋市守山区小幡一丁目3番1号
名古屋市緑区選挙管理委員会事務局（名古屋市緑区役所内）
名古屋市緑区青山二丁目15番地
名古屋市名東区選挙管理委員会事務局（名古屋市名東区役所内）
名古屋市名東区上社二丁目50番地
名古屋市天白区選挙管理委員会事務局（名古屋市天白区役所内）
名古屋市天白区島田二丁目201番地

上記のとおり当該選挙人の住所地の区選挙管理委員会で縦覧するほか全区に係るものについては、名古屋市選挙管理委員会事務局（名古屋市役所内）名古屋市中区三の丸三丁目1番1号において縦覧に供する。

2 縦覧日時

平成26年2月23日から平成26年3月9日まで15日間
毎日午前8時30分から午後5時まで

名古屋市選挙管理委員会事務局

平成26年監査公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、緑政土木局及び財政局、第5項の規定に基づき、上下水道局、並びに第7項の規定に基づき、栄公園振興株式会社、公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団、公益財団法人名古屋市文化振興事業団、公益財団法人名古屋国際センター及び社団法人名古屋市医師会の監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

平成26年2月19日

名古屋市監査委員	中 田 ちづこ
同	小 林 祥 子
同	鈴 木 邦 尚
同	橋 本 博 孔

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 緑政土木局
財政局契約部（緑政土木局関連事務に限る）

監 査 期 間 平成25年 7月 9日から
平成26年 1月29日まで

監 査 結 果

第1 監査の対象及び範囲

今回の監査では、緑政土木局における平成23年4月1日から平成25年3月31日までに完了及び平成25年3月31日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を表1のとおり抽出した。

監査に当たっては、工事の設計・積算・施工・検査及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、工事の目的にかなうよう設計・施工されているか、維持管理のための工事や業務が適切に実施されているか、工事監理が適切に実施されているかに着眼して、書類審査及び現地調査を行った。

表1 抽出状況

区 分	件 数			金 額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工 事	3,539	127	3.6	54,478	9,228	16.9
委 託	2,976	25	0.8	13,298	368	2.8

第2 監査結果の概要

監査の結果、一部に注意、検討及び改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、当局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 設計について

必要な機能が確保された設計となるよう注意すべきものなど2項目

(2) 積算について

異常値となる見積り価格の取扱いについて注意・検討すべきもの

(3) 施工について

高欄を設置するためのボルトの施工に当たり改善・注意すべきものなど3項目

(4) 施設の維持管理について

点検結果に基づき設備を改善すべきもの

(5) その他

市街地補正の基準について検討・注意すべきものなど2項目

2 実地検査

3 意見

安心・安全な都市基盤の確保について

第3 指 摘 事 項

1 設計について

(1) 必要な機能が確保された設計となるよう注意すべきもの

工事の設計に当たっては、安全性や必要な機能を確保するように行う必要がある。当局が行った設計について、必要な機能が確保されているか調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 路床の支持力

「市道錦通舗装道補修工事(東-1)及び掘削跡復旧工事(東-1)」では、劣化した既設舗装を取壊し、セメントなどを土に混合することにより路床部

の改良を行ったうえで、新たに舗装を行う設計としていた。この設計において、施工場所の地下埋設物が比較的浅い位置にあり、舗装部の厚さが制限されるため、フルデプス舗装^(注)を採用していた。

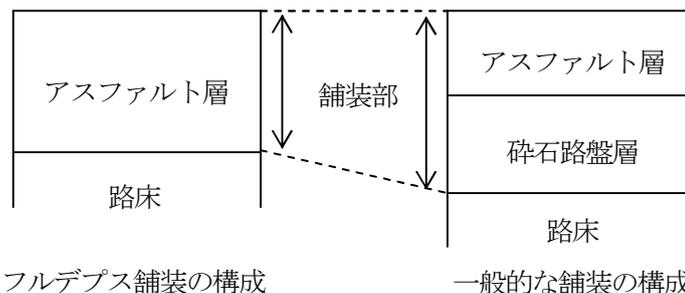
フルデプス舗装において、アスファルト層を十分締固めるためには路床の支持力が重要である。このため、舗装設計便覧（公益社団法人日本道路協会発行）では路床の支持力を表す数値である設計 CBR が 6%以上必要であると示し、それに満たない場合には、6%以上となるように路床の改良などを行うこととされている。しかし、本件工事では設計 CBR が 4%となるように路床の改良を行う設計としていた。このため、アスファルト層施工時の路床の支持力が不足する設計となっていたことから、舗装の品質が確保されない恐れがあった。

フルデプス舗装を採用するに当たっては、舗装設計便覧に基づき、必要な品質を確保する設計となるよう注意されたい。

（東土木事務所、道路維持課）

（注）フルデプス舗装

路床上の全ての層をアスファルトにより構築した舗装。一般的な舗装の構成に比べ、舗装部の厚さが薄くても同等の強度が得られるため、仕上がり高さが制限される箇所などに適用される。



イ 災害用施設の液状化対策

「川名公園築造工事（その2）」では、災害発生時に避難場所や支援活動の拠点となる防災公園を整備することとし、そのなかで災害用仮設トイレとして、複数のマンホールを設置し、汚水管で接続する設計としていた。しかし、災害発生時に使用するトイレであるにもかかわらず、地震発生時に想定される液状化によるマンホールなどの浮上被害を防止するための対策について考

慮されていなかった。

液状化によるマンホールなどの浮上防止策については、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会発行）において具体的な方策が示されている。災害用施設としてマンホールなどを設置する設計に当たっては、当該指針を参考にするなど液状化対策を講じるよう注意されたい。

（緑地整備課）

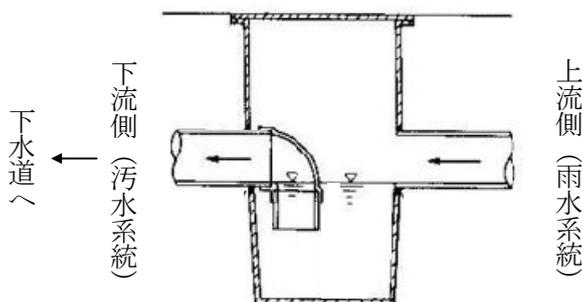


液状化によるマンホールの浮上被害の例

ウ 防臭ますの設置

「亀島第一自転車駐車場始め6か所整備工事」では、自転車駐車場の整備に当たり雨水を排水するために側溝とますを設置する設計としていた。合流式下水道^(注)の区域で、道路以外の場所にますを設置する場合には、雨水系統の最下流のますは下水道からの臭気を防ぐために防臭ますとする必要がある。しかし、本件工事では1箇所の自転車駐車場において、当初設計では雨水系統の最下流のますを防臭ますとしていたが、設計変更時に誤って通常の雨水ますとして設計したため、防臭機能がなく、現地では下水道からの臭気が発生していた。

雨水ますの設計に当たっては、防臭機能を必要な箇所に確保するよう注意されたい。
（中村土木事務所）



防臭ますの例



現地のますの状況

(注) 合流式下水道

汚水及び雨水を同一の排水管により排水する方式の下水道。

(2) 耐震診断を行うに当たり注意すべきもの

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」(国土交通省監修)では、診断対象構造物から採取した複数の供試体の平均圧縮強度から、ばらつきを考慮するために標準偏差の二分の一を差し引いた値を求め、この値を当該構造物の推定強度として耐震診断を行うこととしている。

「防火水槽耐震化詳細設計業務委託」では、18箇所の防火水槽の耐震診断と補強工事の設計を行っていた。そのなかで1箇所の防火水槽の耐震診断において、本来は推定強度 19.2N/mm^2 (ニュートン毎平方ミリメートル) を採用すべきところ、平均圧縮強度 23.6N/mm^2 を採用して耐震診断を行っていた。

このため当該防火水槽の耐震診断は、本来採用すべき強度よりも高い強度を基に行われており、その診断に基づく補強工事の設計は本来求められる耐震性が確保された設計であるとは言いがたい。耐震診断を行うに当たっては、適切な強度を採用するよう注意されたい。(道路建設課)

2 積算について

異常値となる見積り価格の取扱いについて注意・検討すべきもの

当局の土木工事標準積算基準書(以下「積算基準」という。)及び通知文では、工事費の積算に当たり、見積りにより単価を決定する場合には、異常値^(注)を除いた有効な3社以上の見積り価格を比較し、最低価格を採用することと定められている。

「準用河川東小川改修に伴う東小川排水機場電気設備新設工事」の積算において、非常用発電装置の見積りを7社から徴取していた。その見積り価格の採用に当たり、最低価格が平均価格に対して-90.4%の差異があったにもかかわらず、異常値として排除を行わずにその価格を採用していたため、積算額約3,100万円が過小となっていた。

見積り単価の採用に当たっては、積算基準及び通知文に基づき、見積り価格に異常値を含む場合は排除を行い、有効な3社以上の価格を比較したうえで決定

するよう注意されたい。また、平成23年度の当局の監査においても、見積り単価の採用について、異常値の取扱いが適正でない事例を指摘し、当局は研修などで関係職員に周知を行ったとのことであったが、今回も同じような事例が見受けられた。このため、再度同様の誤りがないよう異常値の取扱いについて周知徹底方法を検討されたい。(技術指導課、河川工務課)

(注) 異常値

見積りの平均価格に対して±30%以上の差異のある価格。

3 施工について

(1) 高欄を設置するためのボルトの施工に当たり改善・注意すべきもの

監督員は、工事施工状況の確認及び把握などを行い、契約の適正な履行を確保する業務を担う者であり、工事が適切に施工されているか、品質が確保されているかなどを適時確認しなければならない。

「天白橋補修工事」では、高欄の取替えに当たり、既設のコンクリートにアンカーボルトを設置し、新設の高欄をボルト止めしていた。現地を調査したところ、高欄の取付部のボルト穴とアンカーボルトの位置がずれたために高欄のボルト穴を大きく削った箇所や、ナットが完全に締まりきっていない箇所が複数見られた。



ボルト穴を大きく削った箇所



ナットが締まりきっていない箇所

これらの施工箇所は、全体のボルト数から見れば一部であるが、このような施工は不適切であり、また、施工後の現場確認において容易に気付くことができる事例である。

不適切な施工箇所については、補修を行うなど改善されたい。また、監督員は現場の施工状況を適時確認するなど工事監理をより確実にを行うよう注意され

たい。

なお、当局においては指摘に基づき平成 25 年 10 月に補修を完了した。

(緑土木事務所)

(2) 掘削に当たり土留を施工するなど安全管理に注意すべきもの

建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省通達）では、地盤を掘削する場合、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削深さが 1.5m を超える場合には、^{どどめ}土留を施工することと定められている。

「都計 3・1・29 江川線電線共同溝設置工事（東海通工区）（24-1）及び（港明工区）（24-1）」では、道路内の埋設物を調査するために掘削していたが、その掘削深さが 1.5m を超えていたにもかかわらず、土留を施工していなかった。

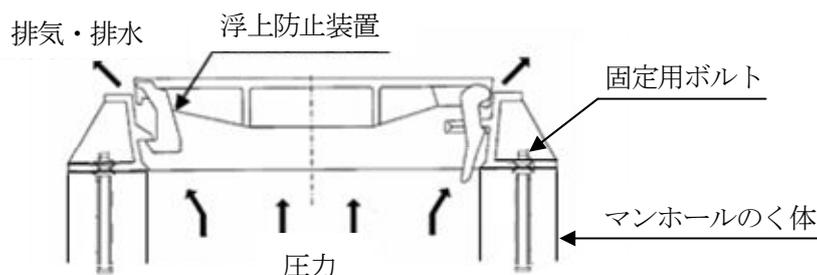


掘削状況

深さが 1.5m を超える掘削を行う場合は、掘削面の崩壊による事故を防止するため、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき土留を施工するよう受注者を指導するなど安全管理に注意されたい。(江川線整備事務所)

(3) 高機能型マンホールふたの施工に当たり注意すべきもの

高機能型マンホールふたは、集中豪雨に起因して発生するふたの浮上や飛散を防止するために、排気・排水機能を有している。この機能を確保するため、施工に当たってはマンホールのか体とふたの枠を固定しなければならない。



高機能型マンホールふたのイメージ図

「戸田10号排水路改良工事」では、既設の開水路を撤去してボックスカルバート^(注)を布設した後、上部を舗装することで道路幅を広げる工事を行っていた。現地には雨水を集めるための側溝やますなどの排水設備がないため、次期工事において歩道と排水設備を整備するまでの約2年間の排水対策として、複数箇所においてボックスカルバートに穴を開け、そこに格子状のマンホールふたを設置していた。このマンホールふたは、集中豪雨による被害を想定して高機能型としていたが、その施工においては、く体とふたの枠が固定されておらず、高機能型としての機能が確保されていない状態であった。

当局においては、工事の目的を十分に把握し、必要な機能が確保された施工を行うよう注意されたい。(中川土木事務所)

(注) ボックスカルバート

地中に埋設される箱型の鉄筋コンクリート構造物。地下通路や水路など様々な用途に使用される。

4 施設の維持管理について

点検結果に基づき設備を改善すべきもの

「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第52号。以下「技術基準」という。)では、漏電による感電や火災を防止するため、低圧電気回路の絶縁抵抗値が定められている。

また、「電気設備の技術基準の解釈」(以下「技術基準解釈」という。)では、技術基準に定める電気設備の保安上必要な基準を具体的に示している。そのなかでは、事故時の感電や火災を防止するため、高圧の電気設備に適用される接地極の接地抵抗値が定められている。

「自家用電気工作物保安管理業務委託(公園)及び自家用電気工作物保安管

理業務委託（街園）」及び「街園水景施設及び散水設備保守管理委託」では、公園・街園の電気設備、街園の水景施設及び散水設備をそれぞれ点検していた。その報告書を確認したところ、7箇所の公園・街園において低圧電気回路の絶縁抵抗値が技術基準に定める基準値 $0.2M\Omega$ を下回っており、また、2箇所の公園において、接地極の接地抵抗値が技術基準解釈に定める基準値 10Ω を上回っていた。いずれも基準を満たしていないにもかかわらず、対応が図られていなかった。

絶縁抵抗値及び接地抵抗値が基準を満たしていない場合、感電や火災の恐れがあるため、技術基準及び技術基準解釈に適合するよう当該設備を改善された。
(緑地維持課)

5 その他

(1) 市街地補正の基準について検討・注意すべきもの

請負工事費は、直接工事費のほか、間接工事費及び一般管理費などで構成されている。当局の積算基準では、間接工事費の積算に当たり、直接工事費などに所定の率を乗じることにより算定する際には、施工地域が人口集中地区^(注)及び、人口集中地区に準ずる地区（以下「準ずる地区」という。）にある場合、その率を割り増すことによる市街地補正を行うよう定められている。

今回の監査で市街地補正について調査した結果、「東茶屋調整池築造工事」始め6件では、施工地域が人口集中地区の区域外であったが、当該現場の周辺において複数の工事が行われているなどの理由から、準ずる地区として市街地補正を行っていた。しかし、当局には準ずる地区として市街地補正を行う場合の判断基準がなかった。また、「都計3・4・202船見町線街路築造工事」では、施工地域は人口集中地区であったが、近隣に人家がないことや、施工に当たって一般交通の影響を受けないことを理由として、積算基準に定めがないにもかかわらず、市街地補正を行わない積算をしていた。

間接工事費などが請負工事費に占める割合は大きく、市街地補正の有無が工事費全体に大きな影響を与えることになるため、準ずる地区について統一的な判断ができるよう、基準などの策定について検討されたい。また、市街地補正の取扱いに当たっては、基準に基づき適正に行うよう注意されたい。

(技術指導課、道路建設課、江川線整備事務所、河川工務課、緑地整備課)

(注) 人口集中地区

総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上で、隣接した地域を合わせた人口が 5,000 人以上となっている地域をいう。本市の市域は概ね人口集中地区であるが、港区や守山区などの一部区域は人口集中地区の区域外である。

(2) 速やかに変更契約を行うよう注意すべきもの

当局の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、設計変更事由が発生し、その変更見込み金額が250万円を超える場合は、速やかに設計変更を行い、変更契約を締結するよう定められている。

「広域河川山崎川改修工事」では、変更見込み金額が250万円を超える設計変更事由として、不発弾探査の追加、盛土量及び土の種類の変更、鋼管矢板の径の変更が生じており、それぞれの作業は、平成24年4月、平成24年9月、平成24年11月から行われていた。しかし、いずれも速やかな変更契約がなされておらず、平成25年2月に一括して変更契約が行われていた。

また、その他2件の工事においても、速やかな変更契約がなされていない事例が見受けられた。

変更見込み金額が250万円を超える設計変更事由が発生した場合には、ガイドラインに従い、速やかに変更契約を行うよう注意されたい。

(千種土木事務所、道路建設課、河川工務課)

第4 実地検査

1 検査概要

「東山動植物園花園橋改築工事(その2)」において、工事が適切に行われたかを確認するために、鉄筋コンクリートの橋台について、その幅を測定するとともに、非破壊試験機を用いて鉄筋の間隔及び鉄筋のかぶり^(注)の測定並びにコンクリート強度の推定を行った。

(注) 鉄筋のかぶり

鉄筋からコンクリート表面までの最短距離。

2 検査結果

(1) 橋台の幅

(単位：mm)

設計値	測定値	差	規格値	合否判定
6,000	5,999	-1	-50	合格

※ 規格値は当局の請負工事施工管理基準による。

※ 合否判定は、測定値から設計値を差し引いた値が、規格値以上であること。

(2) 鉄筋の間隔、鉄筋のかぶり

(単位：mm)

測定事項		測定箇所	設計値	測定値	合格値	合否判定
鉄筋の間隔	縦鉄筋	1	174	176.7	142.0~206.0	合格
		2		169.3		合格
	横鉄筋	1	150	146.7	124.0~176.0	合格
		2		142.0		合格
鉄筋のかぶり		1	123	128	85.6~166.8	合格
		2		130		合格
		3		128		合格
		4		126		合格

※ 鉄筋の間隔の測定値は、一定範囲内の鉄筋間隔の平均値である。

※ 合格値は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」
(平成24年3月 国土交通省大臣官房技術調査課) による。

(3) コンクリート強度の推定

(単位：N/mm²)

設計基準強度	24.0
コンクリート強度の推定値	35.1
合否判定	合格

※ 合否判定は、コンクリート強度の推定値が設計基準強度以上であること。

以上の結果、橋台の寸法、鉄筋の間隔、鉄筋のかぶり及びコンクリート強度は適正であると認められた。

第5 意見

安心・安全な都市基盤の確保について

当局は、道路、河川、公園など、市域面積の約2割を占める公共土木施設を管理しており、災害に強く、安心・安全な都市基盤の確保や老朽化する施設の長寿命化などに向け、それら施設の整備や維持管理などの工事を行っている。

今回の監査では、舗装の設計において、路床の支持力が不足していた事例、防災公園の設計において、地震時などに使用する施設であるにもかかわらず、液状化対策がなされていなかった事例、排水路の施工において、浮上防止機能を有するマンホールふたの枠が固定されていなかった事例など、施設の機能が十分に確保されない恐れのある事例が散見された。

これらの原因としては、施設に求められる機能や品質を確保するために必要となる配慮や、守るべき基準についての知識が不足していたことが考えられる。その背景として、近年における工事量の減少や経験を有する多くのベテラン職員の定年退職があり、工事監理や設計・積算などの知識を習得するための現場経験や技術伝承の機会が減少しているものと推察できる。

このような中、当局では土木事務所における組織再編を行うなどにより、土木行政と公園緑地行政の分野を越える連携を行い、幅広い知識や判断力を有する人材づくりを進めているところであるが、さらに、本庁の事業所管課を含め

た連携をより一層強化し、経験や知識を相互に補完するなど、組織的な技術力の底上げを図ることにより、安心・安全な都市基盤の確保に努められたい。

監 査 種 別 随 時 監 査

監 査 対 象 上下水道局

技術本部

施設部 春日井浄水場

監 査 期 間 平成25年 9月17日から

平成25年11月 6日まで

(実地検査：平成25年 9月17日)

監 査 結 果

第1 監査結果の概要

本市では、平成19年度に判明した不適正な会計処理の再発防止策の一つとして、平成21年度より、これまであらかじめ監査対象に実施の通知をしたうえで行ってきた監査とは別に、実地検査当日まで通知せずに行う随時監査を実施している。

今回の監査は、上下水道局技術本部施設部春日井浄水場（以下「浄水場」という。）において、主として実地検査当日における現金、金券類等の出納保管及び備品の管理に関する事務について、関係帳票等を調査した。

監査の結果、一部に注意、又は改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第2 指摘事項

1 試薬購入及び使用記録簿による管理について注意・改善すべきもの

浄水場では試薬管理標準作業手順書等に基づいて試薬を管理することとなっており、購入や使用する際、試薬購入及び使用記録簿（以下「記録簿」という。）に、その試薬名、容量等を記録するとともに、定期的に在庫調査を行い試薬台帳（以

下「台帳」という。)と在庫量、記録簿に誤りのないことを確認して台帳を更新することとなっている。

実地検査当日、記録簿を確認したところ、劇物を含む一部の試薬について記入漏れが確認された。

浄水場によると、年2回、在庫調査を行い、その時点で在庫量と記録簿が一致しない場合、その時点の在庫量を基準として記録簿を訂正しているとのことであった。

このような状況は、日々の管理が徹底されておらず、紛失や盗難のリスクが高いと考えられるので、浄水場にあっては、記録簿に正確に記入するよう注意されたい。

また、試薬の在庫量や使用量が把握されておらず、特に劇物については「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)で「毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行う」と定められていることから、適切に使用量を把握すべきである。

上下水道局にあっては、他の浄水場も含め、試薬の在庫量や、特に劇物については開封後の使用量も含めた試薬管理のあり方について改善されたい。

2 その他事務処理上注意すべきもの

保管現金記録簿について、一部の記載が漏れていた事例が見受けられたので、適切に記載するよう注意されたい。

なお、本件については調査の後、必要な措置が講じられた。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 栄公園振興株式会社

(事務所所在地：東区東桜一丁目 11 番 1 号)

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)

監 査 期 間 平成 2 5 年 7 月 5 日から

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日まで

監 査 結 果

(栄公園振興株式会社分)

第 1 監査結果の概要

住宅都市局所管の出資団体である栄公園振興株式会社（以下「栄公園振興」という。）について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

栄公園振興の資本金は 15 億円であり、そのうち本市の出資額は 7 億 8,750 万円（交通局分を含む）である。

また、本市は栄公園振興を、公の施設である久屋大通公園の公園施設の一部及び栄バスターミナルの指定管理者に指定し、平成 24 年度において指定管理料 1 億 6,538 万円を支出している。

今回の監査は、栄公園振興の事業運営が出資目的に沿って適正に執行されているか、会計経理が適正に行われているか、財務諸表が基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2 位を四捨五入した。した

がって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

栄公園振興は、オアシス 21「広場ゾーン」の地下店舗の経営や施設の維持管理を目的として、平成6年9月に設立された。

なお、株主は第1表のとおりである。

第1表 株主一覧 (平成25年3月31日現在)

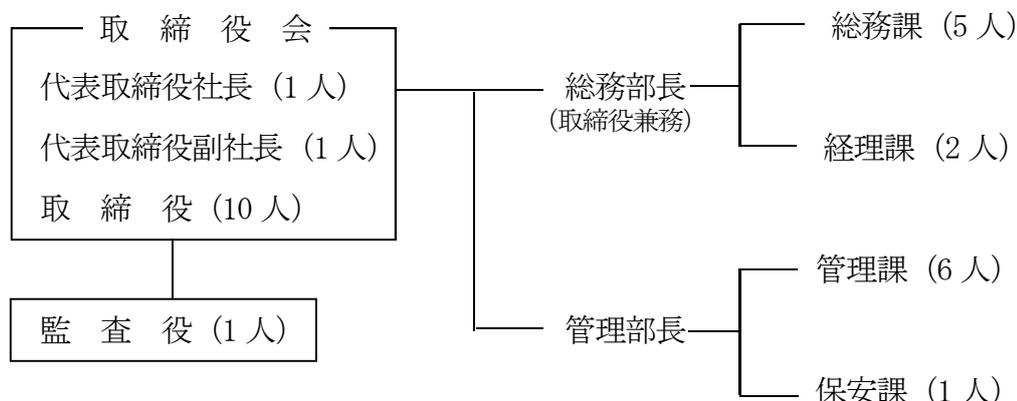
資本金総額	株主名	出資金額	出資比率	株式数
千円		千円	%	株
1,500,000	名古屋市（交通局分含む）	787,500	52.5	15,750
	中部電力（株）	75,000	5.0	1,500
	名古屋鉄道（株）	75,000	5.0	1,500
	東海テレビ放送（株）	75,000	5.0	1,500
	（株）セントラルパーク	75,000	5.0	1,500
	その他民間企業	412,500	27.5	8,250

主な事業内容は、①不動産の賃貸借、経営委託及び管理、②公園施設の企画、設計、施工及び管理並びに地方公共団体から委託を受けた施設の管理、③地方公共団体から委託を受けた交通施設及び建物の管理、④催事の企画及び運営などである。

これらの事業を運営するため、取締役会及び監査役が置かれており、社員数は15人となっている。機構及び従業員配置状況は、第2表のとおりである。

第2表 機構図

(平成25年3月31日現在)



1 事業状況

(1) 不動産の賃貸及び管理

オアシス 21 の地下店舗を賃貸しており、各年度末の賃貸店舗数の推移は第3表のとおりである。

第3表 賃貸店舗数（各年度末）の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
物販	15店	16店	16店
サービス	2店	2店	2店
飲食	14店	14店	14店
計	31店	32店	32店

※店舗の区画数は30であるが、区画を分割して店舗として使用できる場合があることから、年度ごとの店舗の合計数が異なる。

(2) 催事の企画

地下の「銀河の広場」では、施設の特徴を最大限に活かしたスポーツ、音楽、娯楽等のイベントを年間延250日以上開催し、都心の賑わいの創出を図っている。各年度のイベント開催日数等の推移は、第4表のとおりである。

第4表 イベント開催日数等の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催日数(日)	258	253	267
利用率	70.7%	69.3%	73.2%

※利用率：開催日数／暦日数

2 決算状況

平成24年度及び平成23年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第5表及び第6表のとおりである。

第5表 比較損益計算書

第19期 平成24年4月1日～平成25年3月31日

第18期 平成23年4月1日～平成24年3月31日

科目	第19期	第18期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
売上高	910,900	925,792	△ 14,892	98.4
売上原価	791,964	733,412	58,552	108.0
売上総利益	118,936	192,379	△ 73,443	61.8
販売費及び一般管理費	80,477	84,732	△ 4,255	95.0
営業利益	38,458	107,647	△ 69,189	35.7
営業外収益	212	195	17	108.7
雑収入	212	195	17	108.7
営業外費用	1,400	2,231	△ 831	62.8
支払利息	1,400	2,086	△ 686	67.1
雑損失	—	144	△ 144	—
経常利益	37,270	105,611	△ 68,341	35.3
特別利益	—	—	—	—
	—	—	—	—
特別損失	—	3,632	△ 3,632	—
本店移転費用	—	3,632	△ 3,632	—
税引前当期純利益	37,270	101,979	△ 64,709	36.5
法人税、住民税及び事業税	15,331	42,208	△ 26,877	36.3
法人税等調整額	25	1,824	△ 1,799	1.4
当期純利益	21,913	57,946	△ 36,033	37.8

第6表 比較貸借対照表

資 産 の 部				
科目	第 19 期	第 18 期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	678,578	679,750	△ 1,172	99.8
現金及び預金	585,583	579,794	5,789	101.0
営業未収入金	39,453	47,952	△ 8,499	82.3
前払費用	3,112	3,587	△ 475	86.8
預け金	38,974	38,974	—	100
繰延税金資産	4,441	5,973	△ 1,532	74.4
未収入金	—	2,777	△ 2,777	—
未収還付法人税等	6,196	—	6,196	—
その他	815	690	125	118.1
固定資産	1,837,948	1,878,388	△ 40,440	97.8
有形固定資産	1,188,183	1,186,542	1,641	100.1
建物	1,159,699	1,158,631	1,068	100.1
構築物	1,601	2,124	△ 523	75.4
機械装置	4,696	5,915	△ 1,219	79.4
器具備品	22,185	19,870	2,315	111.7
無形固定資産	15,243	4,623	10,620	329.7
ソフトウェア	14,459	3,674	10,785	393.5
その他	784	949	△ 165	82.6
投資その他の資産	634,521	687,222	△ 52,701	92.3
長期前払費用	625,205	679,413	△ 54,208	92.0
長期未収金	22,500	22,500	—	100
繰延税金資産	9,315	7,809	1,506	119.3
貸倒引当金	△ 22,500	△ 22,500	—	—
資産合計	2,516,526	2,558,139	△ 41,613	98.4

第19期 平成25年3月31日現在

第18期 平成24年3月31日現在

負債の部				
科目	第19期	第18期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動負債	143,576	144,925	△ 1,349	99.1
一年内返済予定長期借入金	50,000	50,000	—	100
未払金	65,486	53,598	11,888	122.2
未払法人税等	2,179	22,299	△ 20,120	9.8
未払消費税等	—	2,437	△ 2,437	—
賞与引当金	6,906	4,611	2,295	149.8
預かり敷金	15,890	—	15,890	—
その他	3,113	11,978	△ 8,865	26.0
固定負債	642,336	704,513	△ 62,177	91.2
長期借入金	25,000	75,000	△ 50,000	33.3
長期預り敷金	594,913	610,804	△ 15,891	97.4
退職給付引当金	16,211	13,607	2,604	119.1
その他	6,212	5,101	1,111	121.8
負債合計	785,912	849,438	△ 63,526	92.5
純資産の部				
株主資本	1,730,613	1,708,700	21,913	101.3
資本金	1,500,000	1,500,000	—	100
利益剰余金	230,613	208,700	21,913	110.5
その他利益剰余金	230,613	208,700	21,913	110.5
繰越利益剰余金	230,613	208,700	21,913	110.5
純資産合計	1,730,613	1,708,700	21,913	101.3
負債及び純資産合計	2,516,526	2,558,139	△ 41,613	98.4

第3 指 摘 事 項

特になし

(意 見)

栄公園振興では、経営基盤の強化を図るために3ヵ年の経営戦略計画を策定し、経営戦略目標や成果指標を定めて経営を行い、現在は安定した経営状況にある。

しかし、中長期経営計画は策定されておらず、特に栄公園振興が保有する店舗のリニューアル等を見越した更新投資に関する具体的な実施計画や、それを前提とした資金計画も策定されていない。

栄公園振興の売上高は、第7表のとおりであるが、長期的にみると減少傾向にある。

栄公園振興における固有社員の人数及び人件費については、第8表のとおりである。これら固有社員の給与については給与規程に基づき支給されており、給料は職能等級に応じた職能給と業績や意欲等に応じた成果給を合わせたものとなっている。職能給については主任級以上の定期昇給が設定されていないため、成果給の評定にあたり評定の引き下げが給料の減額に直結することから、勤務実績を考慮しつつも評定段階の据え置きや、より高い評定段階への引き上げを行うことが通例となっており、事実上、成果給制度の役割を果たしていない。

主要な事業コストである人件費について、このような給料の減額を回避するための成果給調整を継続すれば、事業収入に対する総人件費の割合が上昇することとなり経営を圧迫する要因となる可能性がある。

今後の厳しい経営環境を十分に考慮し、勤務実績を反映した評定を適切に実施するなど総人件費の抑制に留意するとともに、安定的な経営を継続できるように施設設備の将来の維持管理計画や資金計画を策定し、より適切な経営管理を行うことにより引き続き経営基盤の強化に努められたい。

第7表 売上高の推移

(単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
売上高	986,962	959,824	961,004	936,660	952,037
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
売上高	941,305	907,474	910,899	925,792	910,900

第8表 固有社員数及び人件費の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人数(人)	5	5	8	8	8
人件費 (千円)	34,836	34,739	49,873	52,824	55,056

第9表 総人件費の推移

(単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総人件費	119,737	137,180	130,817	129,235	115,942
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総人件費	109,586	125,253	123,739	116,447	138,928

(住宅都市局関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、栄公園振興に対する出資団体監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち栄公園振興に対する事務について実施した。

第2 指 摘 事 項

特になし

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団
(事務所所在地：中区金山一丁目4番10号)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)

監 査 期 間 平成25年 7月 5日から
平成26年 1月21日まで

監 査 結 果

(公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団分)

第1 監査結果の概要

市民経済局所管の出資団体である公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団（以下「交響楽団」という。）について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

交響楽団の基本財産は1,000万円であり、全額本市の出えんである。

平成24年度において、本市は交響楽団に対して、音楽芸術事業の推進を図るための事業に対する補助金として2億7,168万円を交付している。

今回の監査は、交響楽団の事業運営が出資目的に沿って適正に執行されているか、会計経理が適正に行われているか、財務諸表が基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に注意又は検討を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

交響楽団は、交響管弦楽による音楽芸術の普及向上を図り、文化の振興に寄与することを目的として、昭和48年4月に、その前身である名古屋フィルハーモニー交響楽団（昭和41年7月結成）を組織変更し、財団法人として設立された。

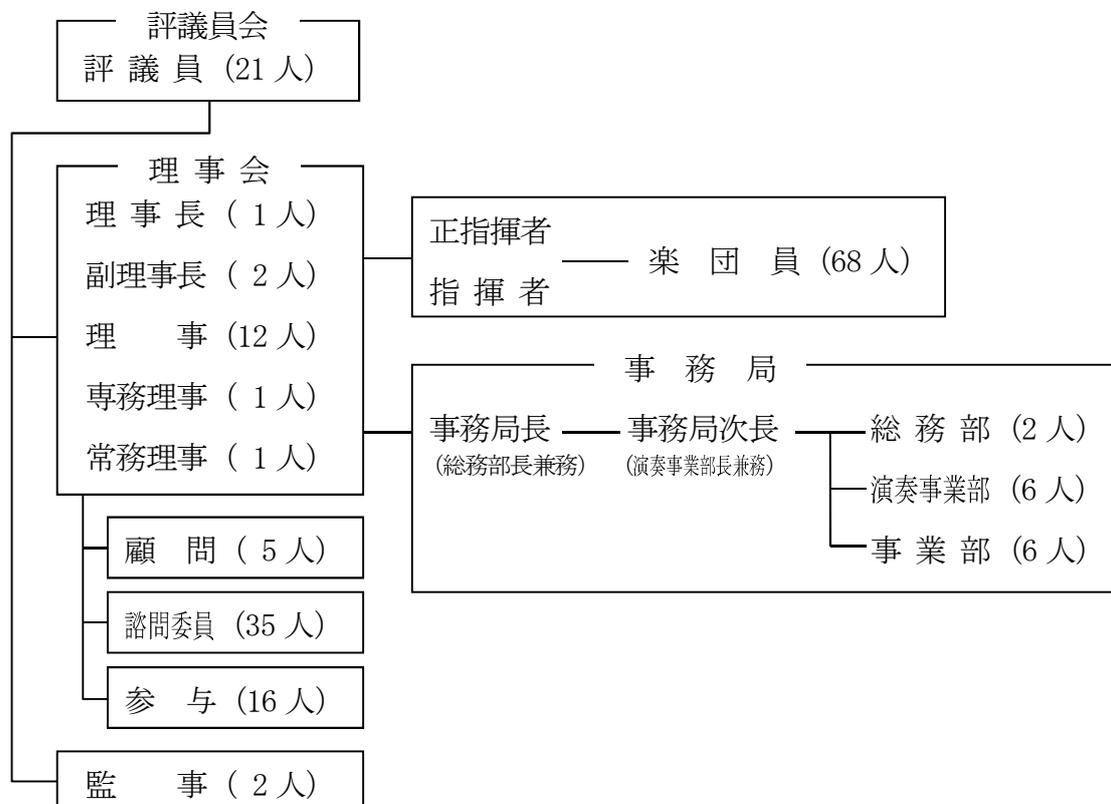
なお、交響楽団は、平成24年3月に財団法人から公益法人制度に基づく公益財団法人に移行した。

主な事業内容は、①交響管弦楽の演奏事業、②青少年の音楽鑑賞の指導及び普及事業、③音楽芸術普及のための広報事業、④交響楽団の演奏技術の維持・向上を図るために必要な事業などである。

これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局等が置かれており、職員数は84人（嘱託員4人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、第1表のとおりである。

第1表 機構図

(平成25年3月31日現在)



1 事業状況

(1) 交響管弦楽の演奏事業

愛知県芸術劇場コンサートホール等を会場に実施する定期演奏会、地方自治体等の依頼により行う巡回演奏会、交響楽団が特別の企画で行う特別演奏会及び団体・企業等の依頼を受けて行う依頼演奏会を開催している。

(2) 青少年の音楽鑑賞の指導及び普及事業

小・中・高校生を対象とし、市内の学校体育館や各地の市民会館等を会場に実施する移動音楽教室を開催している。

(3) その他

音楽プラザを利用したサロンコンサート、市民が集まる場所でのまちかどコンサート、企業・団体等からの依頼による小編成（アンサンブル）の演奏及び公開リハーサルを開催している。演奏会等の実施回数の推移は、第2表のとおりである。

第2表 演奏会等の実施回数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	回	回	回
定期演奏会	28	22	22
巡回演奏会	18	12	11
特別演奏会	12	17	21
依頼演奏会	36	32	36
移動音楽教室	30	25	19
小計	124	108	109
サロンコンサート	13	16	15
まちかどコンサート	6	24	21
小編成（アンサンブル）	16	20	32
公開リハーサル	12	12	12
合計	171	180	189

2 決算状況

平成24年度及び平成23年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第3表及び第4表のとおりである。

第3表 比較正味財産増減計算書

平成24年度 平成24年4月1日～平成25年3月31日

平成23年度 平成23年4月1日～平成24年3月31日

科目	平成24年度	平成23年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	5	143	△ 137	3.9
②特定資産運用益	5,556	5,004	552	111.0
③受取会費	138,720	136,580	2,140	101.6
④事業収益	413,556	428,001	△ 14,444	96.6
⑤受取補助金等	455,412	452,982	2,430	100.5
⑥受取寄付金	3,398	2,152	1,245	157.9
⑦雑収益	1,052	1,132	△ 79	93.0
経常収益計	1,017,702	1,025,995	△ 8,293	99.2
(2) 経常費用				
①事業費	953,707	982,896	△ 29,188	97.0
②管理費	31,611	32,291	△ 680	97.9
経常費用計	985,319	1,015,188	△ 29,869	97.1
当期経常増減額	32,382	10,807	21,575	299.6
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	4,216	—	4,216	—
(2) 経常外費用				
経常外費用計	885	50	834	1748.6
当期経常外増減額	3,331	△ 50	3,382	—
当期一般正味財産増減額	35,714	10,756	24,957	332.0
一般正味財産期首残高	38,505	27,749	10,756	138.8
一般正味財産期末残高	74,220	38,505	35,714	192.8
II 指定正味財産増減の部				
寄付金等	2,615	1,554	1,061	168.3
当期指定正味財産増減額	2,615	1,554	1,061	168.3
指定正味財産期首残高	40,877	39,323	1,554	104.0
指定正味財産期末残高	43,493	40,877	2,615	106.4
III 正味財産期末残高	117,713	79,383	38,329	148.3

第4表 比較貸借対照表

平成24年度 平成25年3月31日現在
平成23年度 平成24年3月31日現在

科目	平成24年度	平成23年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	76,161	56,943	19,217	133.7
未収金	56,490	77,910	△ 21,420	72.5
貯蔵品	3,109	2,763	345	112.5
前払金	5,461	7,092	△ 1,630	77.0
仮払金	613	990	△ 377	61.9
流動資産合計	141,835	145,701	△ 3,865	97.3
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産定期預金	10,000	10,000	—	100
基本財産合計	10,000	10,000	—	100
(2) 特定資産				
エール基金資産	33,493	30,877	2,615	108.5
音の向上基金資産	40,424	56,595	△ 16,171	71.4
退職給付引当資産	110,024	110,318	△ 294	99.7
特定資産合計	183,941	197,792	△ 13,850	93.0
(3) その他の固定資産				
建物付属設備	196	261	△ 65	75.0
楽器	6,391	5,299	1,092	120.6
器具備品	0	0	0	20.0
車両運搬具	387	516	△ 129	75.0
ソフトウェア	43	109	△ 66	39.8
その他の固定資産合計	7,018	6,187	831	113.4
固定資産合計	200,960	213,979	△ 13,018	93.9
資産合計	342,795	359,680	△ 16,884	95.3
II 負債の部				
1. 流動負債				
短期借入金	30,000	50,000	△ 20,000	60.0
未払金	35,249	28,786	6,463	122.5
前受金	9,973	43,133	△ 33,159	23.1
預り金	16,703	13,032	3,670	128.2
賞与引当金	34,885	35,026	△ 140	99.6
流動負債合計	126,812	169,978	△ 43,165	74.6
2. 固定負債				
退職給付引当金	98,270	110,318	△ 12,048	89.1
固定負債合計	98,270	110,318	△ 12,048	89.1
負債合計	225,082	280,296	△ 55,214	80.3
III 正味財産の部				
寄付金等	2,615	1,554	1,061	168.3
〔指定正味財産〕	43,493	40,877	2,615	106.4
(うち基本財産への充当額)	(10,000)	(10,000)	(—)	(100)
(うち特定財産への充当額)	(33,493)	(30,877)	(2,615)	(108.5)
〔一般正味財産〕	74,220	38,505	35,714	192.8
(うち特定資産への充当額)	(13,027)	(15,465)	(△ 2,437)	(84.2)
正味財産合計	117,713	79,383	38,329	148.3
負債及び正味財産合計	342,795	359,680	△ 16,884	95.3

第3 指 摘 事 項

1 公演会場売上の管理責任を明確にするよう注意・検討すべきもの

交響楽団では、財務会計規程において、金銭の収納をした場合は証拠書類等を作成することとしているが、公演会場でのチケットの当日販売の売上を記録する売上一覧について、作成者及び確認者の記載がない様式となっていた。

交響楽団にあつては、売上金の管理責任を明確にするため、売上一覧に作成者・確認者の署名欄等を設けるよう検討されたい。

また、売上一覧の記載が鉛筆書きで行われており、容易に修正や改ざんが行える状態となっているため、ボールペン等を使用するよう注意されたい。

2 キャッシュフロー計算書における総額表示について注意すべきもの

交響楽団では、運営資金として、年度当初に名古屋市から1億7千万円を借入れ、年度内に同額の返済を行っているが、当該取引がキャッシュフロー計算書に記載されておらず、借入額と返済額を相殺した純額表示となっている。

一般に、財務活動によるキャッシュフローに表示される主要な取引は、原則として総額表示しなければならないとされており、名古屋市からの借入及び返済は重要な取引であると考えられるため、交響楽団にあつては、当該借入及び返済について、総額表示による記載を行うよう注意されたい。

(意 見)

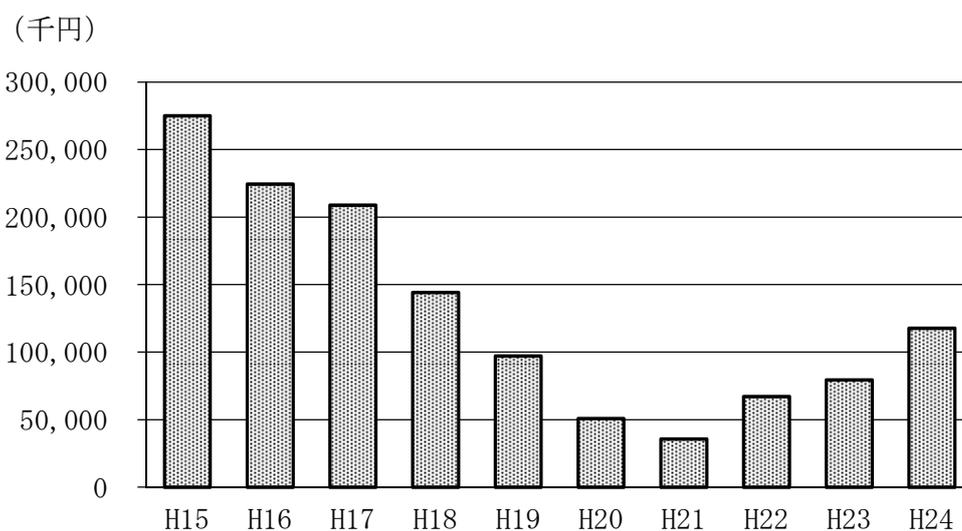
交響楽団の資金状況については、公演費用等の支払いからチケット売上の回収までに期間を要するため、一定の運転資金が必要であり、交響楽団では、名古屋市からの借り入れを行うほか、一時的に金融機関からの借り入れや特定資産である音の向上基金（以下「基金」という。）の取り崩しを行うことにより、資金調達の対応を行っている。

交響楽団では、特定資産の目的外使用にあつては、理事会及び評議員会の承認を要するが、基金の取り崩しについても、正規の手続きを経て行われており、交響楽団の資金状況を鑑みれば、上記のような対応はある程度やむをえないものと認められる。

しかしながら、本来、基金については、海外からの優秀な指揮者、ソリスト等を招へいし、オーケストラ演奏事業の充実を図るための財源として積み立てられているものであり、また、その性質上、将来にわたって保有することを前提とした資産ではないと考えられることから、基金の取り崩しについては、一時的なものとはいえ、恒常化することは望ましくないと考えられる。

交響楽団では、経営改善計画（計画期間：平成23年度～平成25年度）において、平成15年度以降減少を続けてきた正味財産の減少に対処するため、演奏会の収支改善や経費削減などに取り組むこととしており、近年の交響楽団の正味財産は回復傾向にあるが、資金的にも安定した経営を行うことができるよう、引き続き財政基盤の確保に努められたい。

第5表 正味財産額の推移（各年度末残高）



(市民経済局関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、交響楽団に対する出資団体監査に併せて、市民経済局所管の事務のうち交響楽団に対する事務について実施した。

第2 指摘事項

指摘なし

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋市文化振興事業団
(事務所所在地：中区栄三丁目 18 番 1 号)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)

監 査 期 間 平成 2 5 年 7 月 5 日から
平成 2 6 年 1 月 2 1 日まで

監 査 結 果

(公益財団法人名古屋市文化振興事業団分)

第 1 監査結果の概要

市民経済局所管の出資団体である公益財団法人名古屋市文化振興事業団（以下「事業団」という。）について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

事業団の基本財産は 6,000 万円であり、そのうち本市の出えん額は 3,000 万円である。

平成 24 年度において、本市は事業団に対して、名古屋市民の文化・芸術の振興に資する事業に対する補助金として 2 億 4,500 万円を交付している。

また、本市は事業団を、公の施設である名古屋市民会館始め 23 施設の指定管理者に指定（名古屋市上社レクリエーションルームを含む）し、平成 24 年度において指定管理料 12 億 8,234 万円を支出している。

今回の監査は、事業団の事業運営が出資目的に沿って適正に執行されているか、会計経理が適正に行われているか、財務諸表が基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に注意、検討又は改善を要する事例が

見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

事業団は、名古屋市民の文化・芸術の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的として、昭和58年7月、本市からの出えん金3,000万円をもって設立された。その後、昭和59年に、個人から利息を主として芸術関係の賞に充てるとの用途を特定した3,000万円の寄付の申し込みがあり、それを基本財産として受け入れ、現在の基本財産の合計は6,000万円となっている。

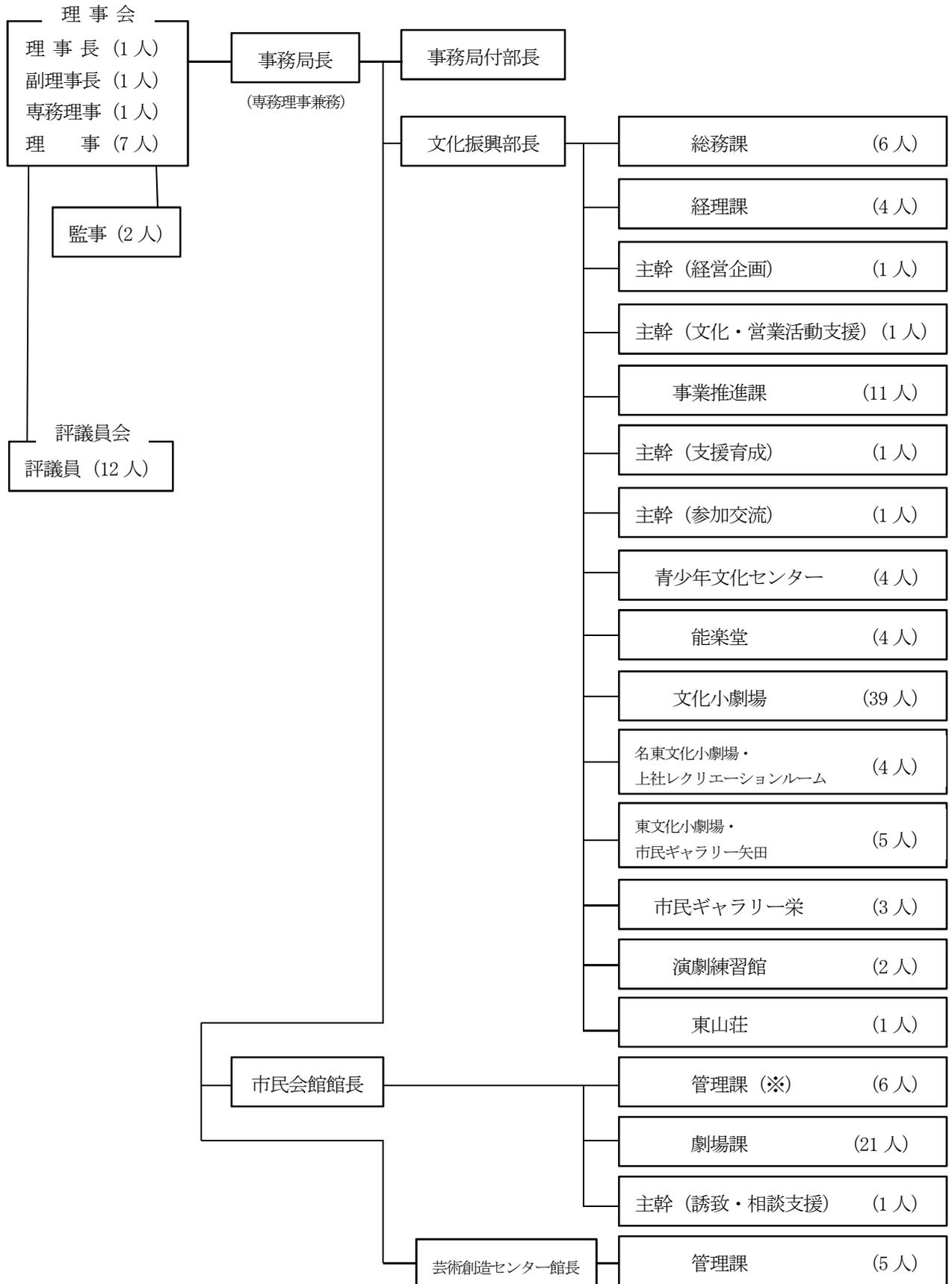
なお、事業団は、平成23年4月に財団法人から公益法人制度に基づく公益財団法人に移行した。

主な事業内容は、①文化施設等を活用して、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供する事業、②表彰等の実施、活動の場の提供及び相談助言を通じて、芸術家及び文化芸術団体等の創造活動を支援する事業、③文化芸術に関する情報を収集し、市民に提供する事業などである。

これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は124人（嘱託員34人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、第1表のとおりである。

第1表 機構図

(平成25年3月31日現在)



※音楽プラザを一体管理

1 事業状況

(1) 市民が文化芸術に触れる機会を提供する事業

文化芸術の振興を図るため、様々な分野の文化芸術に関する体験事業や伝統芸能などの鑑賞事業を行っている。平成24年度の主な実績は第2表に示すとおりである。

第2表 市民が文化芸術に触れる機会を提供する事業の主な実績

区 分	内 容
参加・体験事業	NAGOYA GROOVIN' SUMMER 2012 (7月28日・29日 来場者数 120,930人)
	ナゴヤコドモアートビレッジ コンサート (入場者数 1,060人) ワークショップ (応募者数 2,195人、参加者数 388人)
鑑賞事業	人形浄瑠璃「文楽」 (公演4回 入場者数 1,970人)
	なごや子どものための巡回劇場<演劇、バレエ等> (公演48回 入場者数 12,073人)

(2) 芸術家及び文化芸術団体等の創造活動を支援する事業

文化芸術活動のうち創作や発表などの創造的な活動を行う環境を整備するため、文化芸術を支える芸術家及び文化芸術団体等を対象として、表彰等の実施、活動の場の提供及び相談助言を通じて、創造的な文化芸術活動を支援する事業を行っている。平成24年度の実績は第3表に示すとおりである。

第3表 芸術家及び文化芸術団体等の創造活動を支援する事業の主な実績

区 分	内 容
表彰	前年度における芸術創造活動が特に顕著で、名古屋の芸術文化の向上と発展に寄与し、今後とも活躍が期待できる個人（団体）を選考し、芸術創造賞を授与 (受賞者 濱田樹里<美術>)
活動の場の提供	音楽・演劇・舞踊関係者の中から公募によるオーディションで出演者を選考し「オペレッタ」を制作・上演 (公演5回 入場者数 2,637人)
相談助言	美術・文学・音楽・演劇の各分野で活躍中の講師が、無料で相談に応じ、アドバイスを実施 (相談件数 78件)

(3) 情報の収集・提供事業

文化芸術に関する情報を収集し市民に提供するため、文化情報誌「なごや文化情報」の発行や、ナディアパーク内に設置している文化情報ひろばにおいて、市内及び近郊で開催される各種公演情報の提供、芸術関係資料の閲覧を行っている。

(4) 友の会事業

友の会主催のコンサートや落語会、参加・体験型イベント事業を行うとともに、催し物情報等を掲載した会員向け情報誌「友の会だより」の発行を行っている。

(5) 指定管理者としての施設運営事業

文化施設の指定管理者として、サービスの向上及び利用促進等に努め、管理運営を行っている。また、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設及び地域の特性を活かした文化事業を実施している。平成24年度における文化施設の利用状況は、第4表に示すとおりである。

第4表 文化施設の利用状況

施設名		利用率 (%)
市民会館	大ホール	83.3
芸術創造センター	ホール	79.7
青少年文化センター	ホール	79.4
文化小劇場(13)	ホール	68.2
市民ギャラリー(2)	展示室	85.9
演劇練習館	リハーサル室	72.9
音楽プラザ	合奏場	84.4
東山荘	茶室	40.3
能楽堂	舞台	71.5

(注) 1 利用率 (%) = 利用単位数 / 利用可能単位数 × 100

2 主な利用単位は、午前・午後・夜間の3区分

2 決算状況

平成24年度及び平成23年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第5表及び第6表のとおりである。

第5表 比較正味財産増減計算書

平成24年度 平成24年4月1日～平成25年3月31日
 平成23年度 平成23年4月1日～平成24年3月31日

科目	平成24年度	平成23年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	687	951	△263	72.3
② 特定資産運用益	4,419	6,986	△2,566	63.3
③ 受取会費	75	120	△45	62.5
④ 受取寄付金	119	49	69	242.2
⑤ 事業収益	2,186,209	2,271,931	△85,721	96.2
⑥ 受取補助金等	263,429	285,327	△21,897	92.3
⑦ 受取負担金	33,174	49,466	△16,291	67.1
⑧ 雑収益	14,625	15,962	△1,337	91.6
⑨ 特定資産償還益	750	1,240	△490	60.5
⑩ 固定資産受贈益	0	9	△9	0.0
経常収益計	2,503,490	2,632,043	△128,552	95.1
(2) 経常費用				
① 事業費	2,430,848	2,480,771	△49,922	98.0
② 管理費	22,361	18,681	3,680	119.7
経常費用計	2,453,209	2,499,452	△46,242	98.1
当期経常増減額	50,280	132,590	△82,310	37.9
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	—	—	—	—
経常外収益計	—	—	—	—
(2) 経常外費用				
他会計振替額	—	—	—	—
経常外費用計	—	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	50,280	132,590	△82,310	37.9
一般正味財産期首残高	635,817	503,226	132,590	126.3
一般正味財産期末残高	686,097	635,817	50,280	107.9
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	△119	△58	△60	204.0
指定正味財産期首残高	65,399	65,457	△58	99.9
指定正味財産期末残高	65,280	65,399	△119	99.8
III 正味財産期末残高	751,377	701,216	50,161	107.2

第6表 比較貸借対照表

平成24年度 平成25年3月31日現在
平成23年度 平成24年3月31日現在

科目	平成24年度	平成23年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	677,145	651,578	25,567	103.9
未収金	31,578	34,740	△3,162	90.9
有価証券	234,825	26,080	208,744	900.4
前払金	622	1,061	△439	58.7
仮払金	841	14,063	△13,222	6.0
流動資産合計	945,012	727,524	217,487	129.9
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	1,021	20	1,000	4888.0
投資有価証券	58,978	59,979	△1,000	98.3
基本財産合計	60,000	60,000	—	100
(2) 特定資産				
退職給付引当預金	31,986	37,946	△5,959	84.3
退職給付引当投資有価証券	449,539	448,944	594	100.1
芸術創造賞積立基金	5,280	5,399	△119	97.8
特定資産合計	486,806	492,290	△5,483	98.9
(3) その他固定資産				
什器備品	726	1,179	△452	61.6
投資有価証券	241,476	420,109	△178,632	57.5
ソフトウェア	1,379	2,408	△1,028	57.3
リース資産	1,962	2,985	△1,023	65.7
その他固定資産合計	245,545	426,682	△181,137	57.5
固定資産合計	792,351	978,972	△186,620	80.9
資産合計	1,737,364	1,706,497	30,867	101.8
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	258,768	286,583	△27,815	90.3
未払法人税等	29,449	20,719	8,729	142.1
未払消費税	7,509	12,825	△5,316	58.5
前受金	162,295	140,482	21,812	115.5
1年内返済リース債務	1,124	1,108	15	101.4
預り金	54,642	41,523	13,118	131.6
仮受金	3	245	△242	1.2
賞与引当金	49,807	51,968	△2,160	95.8
流動負債合計	563,599	555,458	8,141	101.5
2. 固定負債				
退職給付引当金	421,421	447,817	△26,396	94.1
長期リース債務	965	2,004	△1,039	48.2
固定負債合計	422,386	449,822	△27,435	93.9
負債合計	985,986	1,005,280	△19,294	98.1
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産	65,280	65,399	△119	99.8
(うち基本財産への充当額)	(60,000)	(60,000)	(—)	(100)
(うち特定財産への充当額)	(5,280)	(5,399)	(△119)	(97.8)
2. 一般正味財産	686,097	635,817	50,280	107.9
(うち特定資産への充当額)	(60,104)	(39,073)	(21,031)	(153.8)
正味財産合計	751,377	701,216	50,161	107.2
負債及び正味財産合計	1,737,364	1,706,497	30,867	101.8

第3 指 摘 事 項

1 固定資産及び物品の現物照合について検討すべきもの

事業団では、会計処理規程において、固定資産及び物品の現物照合を実施することとしているが、照合方法の手順や実施結果等の記録が保管されていなかったことから、適切に実施されているか確認できなかった。

事業団にあつては、実施結果の報告様式を定めるなど、固定資産及び物品の現物照合にかかる記録を保管するよう検討されたい。

2 貸与備品の管理について検討すべきもの

事業団は、指定管理業務を行うため市から貸与されている備品のうち、施設利用者へ貸し出す備品については、毎年度の事業計画書に基づき、点検及び現物照合を行っていたが、施設利用者へ貸し出さない備品は、指定管理期間が終了する際に現物照合を行っているとのことであった。また、一部の指定管理施設では、使用されていない貸与備品が確認された。

事業団にあつては、指定管理期間満了時に市に返還する義務を果たせなくなる可能性があることから、施設利用者への貸し出しの有無に関わらず、定期的に現物照合を実施するよう検討されたい。

また、現物照合等で使用されていない貸与備品が確認された場合は、市との協定に基づき事業団の負担で廃棄するよう検討されたい。

3 資産運用に関するもの

(1) 運用結果の確認について注意・検討すべきもの

事業団は、資産運用規程において、投資時や回収時の運用手続き等について定めているが、回収時における運用結果の確認が、規定どおり行われていなかったため、適切に確認を行うよう注意されたい。

なお、資産の適切かつ効率的な運用を図るという規程の目的に鑑み、運用結果の確認を中途解約が想定される資産運用に限るなど、規定の見直しについても検討されたい。

(2) 運用対象をモニタリングする仕組みの構築について検討すべきもの

事業団は、資産運用規程において、円建債券の格付けが取得時に求められる格付けを下回った場合、事務局長は直ちに対応を決定することとしているが、該当債券のモニタリングが行われておらず、取得時に求められる格付けを下回っている債券が確認された。

事業団にあつては、円建債券の取得後は定期的に格付の情報を入手し、管理責任者の確認を受けるなど、モニタリングに関する具体的な仕組みの構築を検討されたい。

4 会計処理規程に関するもの

(1) 債券の評価方法に係る規定について改善すべきもの

事業団は、会計処理規程において、満期まで保有する目的の債券を取得価額にて評価すると規定しているものの、実際は公益法人会計の基準に準拠した、額面金額と取得原価の差額を取得日から満期日までの間、每期一定の方法で帳簿価額に加算減算する償却原価法（定額法）を採用し、取得差額が少額で重要性に乏しい銘柄については取得価額で評価している。

事業団にあつては、会計処理規程における債券の評価方法を、実際に採用している基準と整合させるよう改善されたい。

(2) 重要な会計方針に係る規定について改善すべきもの

会計処理規程に規定されている重要な会計方針と、財務諸表に対する注記における重要な会計方針の整合が図られていないことから、会計処理規程を財務諸表の注記と整合させるよう改善されたい。

5 理事会議事録の保管について注意すべきもの

書面による決議が行われた理事会の議事録に、あわせて保管すべき同意書の一部が別に保管されていたので、適切に保管するよう注意されたい。

(意見)

事業団は、個性豊かな魅力ある市民文化を創造する役割を永続的に果たせるよう3カ年の経営戦略計画を策定し、魅力ある文化事業の展開や財務内容の改善・向上による自主財源の確保などを掲げ取り組んでいる。

そのなかで、施設の収支率の向上では契約方法・仕様書の見直し等により支出の削減に取り組むこととしているが、23施設の指定管理者としての管理運営にあたり、清掃業務など施設によって業務内容に差異が生じないと想定されるものは、複数の施設をまとめて発注単位を大きくすることにより、委託料の軽減の可能性があることから、より効率的な事務の執行に努められたい。

また、市民参加型事業の成果指標に、他の文化事業の成果指標と同様の観覧者のアンケート結果を用いているが、市民参加型事業は市民による事業への参加自体が成果であり、観覧者の満足より市民の応募数や参加イベントの知名度向上など、名古屋市の文化の裾野拡大という目的を踏まえた成果指標を設定することが望ましいと考えられる。

さらに、各種公演情報の提供や芸術関係資料の閲覧場所として「文化情報ひろば」を設置しているが、利用される方のニーズ調査などについて不十分な面が見られる。

事業団にあっては、効率的な事務の執行のみならず、適切な成果指標の設定や市民ニーズの把握等により、市民とともに名古屋市の文化芸術を育み、市民の文化活動を支援するという役割を積極的に果たされたい。

(市民経済局関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、事業団に対する出資団体監査に併せて、市民経済局所管の事務のうち事業団に対する事務について実施した。

第2 指 摘 事 項

特になし

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋国際センター
(事務所所在地：中村区那古野一丁目 47 番 1 号)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)

監 査 期 間 平成 25 年 7 月 5 日から
平成 26 年 2 月 5 日まで

監 査 結 果

(公益財団法人名古屋国際センター分)

第 1 監査結果の概要

市長室所管の出資団体である公益財団法人名古屋国際センター（以下「国際センター」という。）について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

国際センターの基本財産は 3 億 4,520 万円であり、そのうち本市の出えん額は 3 億 2,130 万円である。

平成 24 年度において、本市は国際センターに対して、国際留学生会館事業に対する補助金として 1,638 万円を交付している。

また、本市は国際センターを、公の施設である名古屋国際センターの指定管理者に指定し、平成 24 年度において指定管理料 3 億 946 万円を支出している。

今回の監査は、国際センターの事業運営が出資目的に沿って適正に執行されているか、会計経理が適正に行われているか、財務諸表が基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に注意、検討又は改善を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

国際センターは、名古屋を中心とした地域の歴史、文化、その他の特性を生かして、市民の国際理解及び多文化共生を推進する事業を行うことにより、市民レベルの相互理解に基づく多文化共生社会の形成を促進し、誰もが共に豊かに安心して暮らせる社会の実現に努め、もって普遍的な国際平和に寄与することを目的として、昭和59年8月、本市からの出えん金2億円をもって設立された。その後、本市からの出えん金及び民間からの寄付金を基本財産に組み入れ、また、平成13年4月には財団法人国際留学生会館（昭和62年4月設立）を統合した。

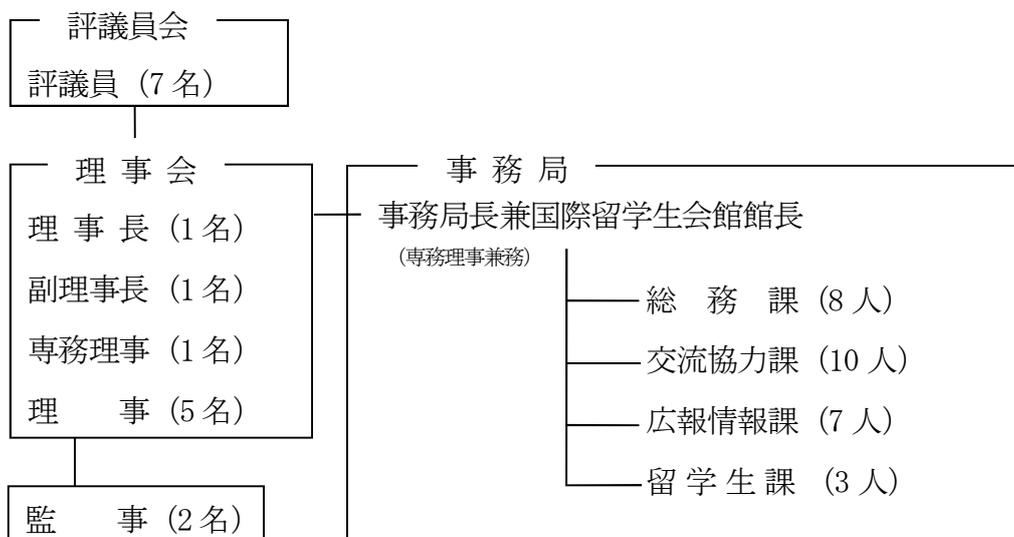
なお、国際センターは、平成23年4月に財団法人から公益法人制度に基づく公益財団法人に移行した。

主な事業内容は、①市民に対して外国に関する情報等を提供するとともに、外国人等からの生活全般に関する相談に応じる事業、②語学や多文化共生等に関する講座、研修会等を開催する事業、③地域の国際化の推進に取り組む団体等との協働により講座等を開催するとともに、その活動を支援する事業、④地域に暮らす外国人と市民との相互理解を図るイベント等を行う事業、⑤留学生に対する宿舍の提供、相談等の支援を行うとともに、留学生と市民との交流を図る事業、⑥名古屋国際センター等の国際交流施設の管理及び運営などである。

これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は28人（嘱託員7人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、第1表のとおりである。

第1表 機構図

(平成25年3月31日現在)



1 事業状況

(1) 指定管理事業

ア 情報収集提供及び相談事業

情報サービスコーナーにおける日本語、英語を含む9言語による生活・観光情報や国際交流活動に関する情報の提供、ライブラリーにおける図書・ビデオ等の収集・提供のほか、海外児童生徒教育相談、外国人市政相談、外国人法律相談等を行っている。情報サービスコーナーにおける入室者等の推移は第2表のとおりである。

第2表 情報サービスコーナーにおける入室者等の推移

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
情報サービス コーナー	入室者数	22,076人	20,774人	20,655人
	問い合わせ件数	14,069件	12,143件	10,559件
ライブラリー (資料室・読書室)	入室者数	32,641人	32,295人	30,390人
	貸出冊数	9,362冊	10,927冊	10,073冊

イ 広報出版事業

「ニック・ニュース (N I C NEWS)」、「ナゴヤ・カレンダー (NAG OYA CALENDER)」の発行、事業紹介DVDの作成、ホームページによる情報発信及びメールマガジンの配信を行っている。ホームページの年間アクセス件数等の推移は第3表のとおりである。

第3表 ホームページの年間アクセス件数等の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ホームページ年間アクセス件数	2,897,900 件	2,856,315 件	2,554,462 件
メールマガジン年間配信件数	26,645	28,762	29,047

ウ 研修事業

地域に暮らす外国人への日本語学習支援に携わるボランティアを対象とした日本語ボランティア研修やシンポジウム、地域の国際化のための具体的な方策を探る地域の国際化セミナー等を開催している。

エ 国際交流・国際協力事業

地域の学校や団体の依頼に基づき、国際センターの外国人スタッフ・元ボランティア、留学生などを外国人講師として紹介し、講演やワークショップを行う「N I C地球市民教室」等を実施している。

オ ボランティア制度の運営等

ホームステイの受け入れ、情報の収集提供、通訳・翻訳などを行うボランティア制度の運営を行っている。

カ 民間国際交流活動振興事業

J I C A中部との共催による国際交流協力協働事業として連続講座を開催

したほか、講師の紹介・派遣など、民間国際交流活動の支援を行っている。

キ 外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業

市民の国際理解及び多文化共生の推進を目的として、外国人住民と日本人住民との交流イベントや外国人向けの防災啓発イベント、日本語を母国語としない子どもを対象とした子ども日本語教室などを開催している。

ク 施設管理運營業務

名古屋国際センターの貸施設（ホール、会議室、和室、展示室、研修室）の供用及び維持管理などを行っている。施設の利用率等の推移は第4表のとおりである。

第4表 施設の利用率等の推移

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利 用 率	ホール	25.6 %	20.1 %	23.4 %
	会議室 (6 室)	68.3 %	70.9 %	70.5 %
	和室	17.9 %	16.4 %	21.1 %
	展示室 (3 室)	48.4 %	46.6 %	47.2 %
	研修室 (3 室)	65.1 %	67.5 %	70.4 %
	合 計	56.7 %	57.3 %	58.6 %
利用料金収入		88,159 千円	83,311 千円	86,827 千円

(注) 利用率 (%) = 利用区分数 / 利用可能区分数 × 100

(2) 国際留学生会館事業

愛知県内の大学の協力を得て入居者を募集し、留学生に宿泊施設を提供している。

また、留学生を対象とした日本文化理解講座等の研修事業や住民と留学生との交流を深めるため留学生を講師とする外国語講座等の交流事業などを実施している。国際留学生会館の入居者数の推移は第5表のとおりである。

第5表 国際留学生会館の入居者数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国際留学生会館 入居者数	154名	146名	152名

2 決算状況

平成24年度及び平成23年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第6表及び第7表のとおりである。

第6表 比較正味財産増減計算書

平成24年度 平成24年4月1日～平成25年3月31日
 平成23年度 平成23年4月1日～平成24年3月31日

科目	平成24年度	平成23年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	5,188	5,195	△ 7	99.9
特定資産運用益	2,234	2,254	△ 19	99.1
受取会費	8,358	8,908	△ 550	93.8
事業収益	448,871	444,689	4,181	100.9
受取補助金等	32,884	55,973	△ 23,089	58.7
受取寄付金	28,501	29,426	△ 924	96.9
雑収益	1,714	1,569	144	109.2
特別会計からの繰入額	—	1,082	△ 1,082	—
経常収益計	527,753	549,100	△ 21,347	96.1
(2) 経常費用				
事業費	431,717	486,377	△ 54,660	88.8
管理費	62,713	55,002	7,710	114.0
一般会計への繰出額	—	1,082	△ 1,082	—
経常費用計	494,430	542,462	△ 48,032	91.1
評価損益等調整前当期経常増減額	33,323	6,637	26,685	502.0
特定資産評価損益等	417	1,464	△ 1,046	28.5
評価損益等計	417	1,464	△ 1,046	28.5
当期経常増減額	33,740	8,102	25,638	416.4
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	—	—	—	—
(2) 経常外費用				
経常外費用計	—	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	33,740	8,102	25,638	416.4
一般正味財産期首残高	204,912	196,810	8,102	104.1
一般正味財産期末残高	238,652	204,912	33,740	116.5
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	5,188	5,195	△ 7	99.9
一般正味財産への振替額	△ 32,989	△ 33,421	431	98.7
当期指定正味財産増減額	△ 27,801	△ 28,226	424	98.5
指定正味財産期首残高	1,197,369	1,225,596	△ 28,226	97.7
指定正味財産期末残高	1,169,568	1,197,369	△ 27,801	97.7
III 正味財産期末残高	1,408,221	1,402,282	5,939	100.4

第7表 比較貸借対照表

平成24年度 平成25年3月31日現在
平成23年度 平成24年3月31日現在

科目	平成24年度	平成23年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	159,582	138,914	20,667	114.9
未収金	163	1,183	△ 1,020	13.8
前払金	7,065	7,079	△ 14	99.8
流動資産合計	166,811	147,178	19,633	113.3
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	343,457	344,013	△ 555	99.8
基本財産預金	1,742	1,187	555	146.8
基本財産合計	345,200	345,200	—	100
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	106,059	107,860	△ 1,800	98.3
国際化推進積立資産	109,054	108,656	398	100.4
修繕費積立（施設）資産	2,659	4,761	△ 2,102	55.9
修繕費積立（留館）資産	22,757	15,533	7,224	146.5
建物	824,368	852,169	△ 27,801	96.7
特定資産合計	1,064,899	1,088,981	△ 24,081	97.8
(3) その他固定資産				
什器備品	402	513	△ 111	78.4
電話加入権	58	58	—	100
敷金	1,374	1,374	—	100
その他固定資産合計	1,835	1,946	△ 111	94.3
固定資産合計	1,411,935	1,436,127	△ 24,192	98.3
資産合計	1,578,747	1,583,306	△ 4,559	99.7
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	23,547	31,935	△ 8,387	73.7
前受金	25,823	26,680	△ 856	96.8
預り金	2,154	2,338	△ 183	92.2
賞与引当金	11,117	11,975	△ 858	92.8
未払法人税等	68	71	△ 2	96.5
未払消費税等	3,218	1,609	1,609	200.0
流動負債合計	65,931	74,609	△ 8,678	88.4
2. 固定負債				
退職給付引当金	104,594	106,414	△ 1,819	98.3
固定負債合計	104,594	106,414	△ 1,819	98.3
負債合計	170,525	181,024	△ 10,498	94.2
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	345,200	345,200	—	100
受贈建物	824,368	852,169	△ 27,801	96.7
指定正味財産合計	1,169,568	1,197,369	△ 27,801	97.7
（うち基本財産への充当額）	(345,200)	(345,200)	(—)	(100)
（うち特定資産への充当額）	(824,368)	(852,169)	(△27,801)	(96.7)
2. 一般正味財産				
（うち特定資産への充当額）	(134,471)	(128,951)	(5,520)	104.3
正味財産合計	1,408,221	1,402,282	5,939	100.4
負債及び正味財産合計	1,578,747	1,583,306	△ 4,559	99.7

第3 指 摘 事 項

1 物品の現物棚卸について注意・検討すべきもの

国際センターでは、財務会計規程において、国際センターが所有する物品については、年度末に現物棚卸を実施することとされているが、実際には現物棚卸が実施されていなかった。また、指定管理業務を行うために市から貸与されている備品についても、現物棚卸は実施されていなかった。

物品の現物棚卸については、盗難等の防止や使用状況、破損状況の把握を目的として規定されているものと考えられるため、国際センターにあっては、規定に基づく現物棚卸を実施するよう注意されたい。

また、市からの貸与備品については、具体的管理方法が国際センターに委ねられているものの、指定管理者として適正に管理すべきものであるため、所有する物品に関する管理方法を準用して、棚卸を実施するよう検討されたい。

2 正味財産増減計算書内訳表の作成について検討すべきもの

国際センターでは、平成23年度の公益財団法人化に伴い、公益法人会計基準等に基づき、公益目的事業会計、収益事業会計及び法人会計に区分し、正味財産増減計算書内訳表（以下「内訳表」という。）を作成しているが、内訳表を確認したところ、賛助会費収入や人件費などの一部の収益・費用項目について、各事業会計への計上や配賦額の根拠が明確でない事例や実態を反映していないと思われる事例が確認された。

国際センターにあっては、内訳表の作成にあたり、各事業に直接関連付けることができない項目については、実態を反映した配賦基準等を設けるよう検討されたい。

3 手当支給に係る規定について改善すべきもの

国際センターが職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当については、勤務評定の結果を反映して支給額が算出されているが、勤務評定の実施について定める要綱では、昇給及び勤勉手当のみが反映の対象とされており、期末手当に反映

させる旨の規定がなかった。

国際センターにあっては、勤務評定の期末手当への反映について、要綱上の規定と実態を整合させるよう改善されたい。

4 賞与引当金の計上について注意すべきもの

国際センターが職員に対して支給する賞与については、会計上、発生主義に基づき、賞与引当金を計上しているが、年度末の賞与引当金の見積もりの際に、賞与支給に関連して発生する法定福利費の事業主負担額や勤務評定結果が反映されていなかった。

国際センターにあっては、賞与引当金の計上にあたり、決算時に見積もり可能な事項については、その影響を反映した計算を行うよう注意されたい。

5 成果指標について検討すべきもの

国際センターでは、経営戦略計画（計画期間：平成 23 年度～平成 25 年度）において、施設管理事業にかかる成果指標として、「施設利用料金収入に占める人件費割合の逡減」（以下「指標」という。）を掲げているが、指標の計算の元となる人件費の算出にあたって設定している係数の根拠が確認できず、また、内訳表における施設管理事業の人件費とも整合していなかった。

国際センターにあっては、成果の合理的な説明が行えるよう、算出方法の根拠を明確にするとともに、決算書と整合性を有する指標となるよう検討されたい。

（意見）

国際センターは、名古屋市の公の施設である名古屋国際センターの指定管理者として、施設の管理運営を行っているが、施設の修繕については、名古屋市との協定により、大規模修繕は名古屋市が負担し、小規模修繕は国際センターが実施することとされ、指定管理料のうち一定額が充てられている。

一方、国際センターでは、修繕費に充てるため、指定管理料とは別に修繕費積立資産を積み立てているが、積立金額の計算方法を確認したところ、計上額の根拠となる修繕の計画が策定されておらず、金額の根拠が不明確であった。

国際センターによると、施設の老朽化に伴って予測できない修繕が増え、所定

の指定管理料だけでは必要な修繕が行えないことから、自主的に積立をおこなっているとのことであった。

国際センターは、公の施設の指定管理者として管理運営を行っており、修繕の実施についても小規模なものに限られていることから、主体的に修繕計画を策定することはできないが、利用者が安心して施設を利用できるよう、指定管理者としての責任の範囲内で計画的に修繕を行う必要があり、その財源についても、修繕計画等に沿った適切な額を確保することが望ましい。

国際センターにあっては、公の施設の指定管理者として、施設の状況を十分に把握するとともに、中長期的な修繕計画等の策定について名古屋市と協議するなど、施設の適切な維持管理に努められたい。

(市長室関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、国際センターに対する出資団体監査に併せて、市長室所管の事務のうち国際センターに対する事務について実施した。

第2 指 摘 事 項

特になし

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 社団法人名古屋市医師会
(事務所所在地：東区葵一丁目4番38号)
(当該団体の事業に係る健康福祉局の事務を含む)

監 査 期 間 平成25年 7月 5日から
平成26年 1月21日まで

監 査 結 果

(社団法人名古屋市医師会分)

第1 監査結果の概要

健康福祉局所管の財政援助団体である社団法人名古屋市医師会(以下「医師会」という。)について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、本市からの補助金に係る出納その他の事務の監査を実施した。

平成24年度において、本市は医師会に対して、救急医療体制の運営費等に対する補助金として9億2,264万円(健康福祉局関係分)を交付している。

今回の監査は、市の補助金が補助目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に注意、検討又は改善を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

なお、医師会は、平成25年4月に、「一般社団法人名古屋市医師会」に移行しているが、主として平成24年度の事務について調査したため、移行前の名称である「社団法人名古屋市医師会」と表記した。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。

したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

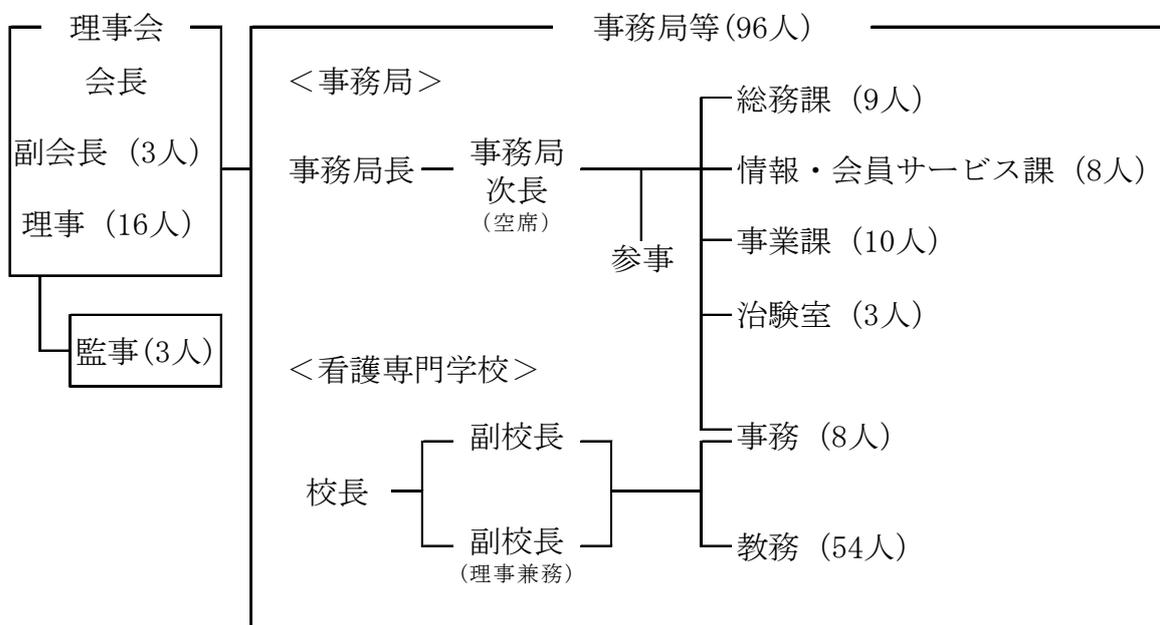
医師会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的として、昭和35年7月に設立された。

主な事業内容は、①医道の高揚、②公衆衛生の啓発及び指導、③地域保健及び地域医療の推進、④医学の振興及び医学教育の充実、⑤医師の生涯研修、⑥医学及び医療の国際交流、⑦医療制度の向上及び改善、⑧医業経営の改善、⑨災害時における医療救護、⑩会員の福祉、相互扶助及び親睦、⑪医療関連従事者養成などである。

これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は96人（嘱託員等5人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、第1表のとおりである。

第1表 機構図

(平成25年3月31日現在)



1 事業状況

医師会の主な事業状況は次のとおりである。

(1) 健康保持増進・地域医療の整備充実

ア 第二次救急医療体制・小児救急ネットワーク758事業

医師会を窓口として、名古屋市内の病院が二次救急医療体制を構築し、24時間診療体制の確保・維持を図っている。

イ 看護師養成事業、見習看護師等の集団雇用事業

看護師養成事業において、名古屋市医師会看護専門学校を運営し、看護実践に必要な基礎的知識、技術、態度を教授し、地域保健医療に貢献しうる専門職業人を育成している。

また、見習看護師等の集団雇用事業において、看護師を主体とした医療従事者確保のために、求人者と求職者の仲介等を行い、医療従事者の確保対策の充実を図っている。

ウ 障害者自立支援事業

会員に対し障害者自立支援法の教育及び周知を行うほか、主治医紹介制度の登録調整及び医師意見書内容の向上に係る啓発を行っている。

エ 予防接種事業、健診事業、名古屋市国民健康保険特定健診・特定保健指導の推進事業

本市からの委託等を受け、協力医療機関において検診等が円滑に行えるよう周知や連絡調整、関連事務等を行っている。

オ 災害時医療救護体制確保事業

本市との協定書に基づき、自然災害や人為災害により人的被害が生じた場合に、迅速且つ的確に災者の医療支援が行える体制を確保・維持している。

カ その他、市民の健康保持、増進を図るため、市民の健康増進事業、感染症対策事業、環境保全事業などを行っている。

また、地域医療の整備充実を図るため、介護保険体制整備・充実事業、地域医療体制の充実に関する事業、地域医療活動充実に関する事業などを実施している。

(2) 第一次救急医療体制の運営事業

休日急病診療所等の運営事業において、名古屋市医師会急病センターや各区休日急病診療所、平日夜間急病センターを運営し、夜間及び休日等における急病患者の診療を行っている。名古屋市医師会急病センター等の受診者数の推移は第2表のとおりである。

第2表 名古屋市医師会急病センター等の受診者数の推移

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
59, 123 名	63, 867 名	68, 289 名

また、救急医療体制の啓発・充実及び救急蘇生術の普及事業を実施している。

(3) 相互扶助及びその他の事業

ア 医師会館建替え事業

名古屋市医師会館及び急病センターの建替えを行った。

イ その他、労働保険事務組合事業、会員福祉に関する事業、会員扶助・親睦事業などを実施している。

2 決算状況

平成 24 年度及び平成 23 年度の比較正味財産増減計算書は、第 3 表のとおりである。

第3表 比較正味財産増減計算書

平成24年度 平成24年4月1日～平成25年3月31日
 平成23年度 平成23年4月1日～平成24年3月31日

科目	平成24年度	平成23年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益	1,579	14,403	△ 12,824	11.0
② 受取入金	82,108	86,038	△ 3,930	95.4
③ 受取会費	223,575	220,301	3,274	101.5
④ 事業収益	1,315,096	1,297,581	17,515	101.3
⑤ 受取補助金等	887,944	788,562	99,382	112.6
⑥ 受取負担金	362	76	286	472.9
⑦ 雑収益	64,888	64,791	96	100.1
経常収益計	2,575,555	2,471,754	103,800	104.2
(2) 経常費用				
① 事業費	2,402,376	2,129,938	272,438	112.8
② 管理費	107,563	108,579	△ 1,015	99.1
経常費用計	2,509,940	2,238,518	271,422	112.1
当期経常増減額	65,614	233,236	△ 167,621	28.1
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 固定資産受贈益	1,349	773,782	△ 772,433	0.2
経常外収益計	1,349	773,782	△ 772,433	0.2
(2) 経常外費用				
① 固定資産除却損	20,142	17,679	2,462	113.9
② 仮診療所建築費	8,387	—	8,387	—
経常外費用計	28,529	17,679	10,849	161.4
当期経常外増減額	△ 27,179	756,102	△ 783,282	—
当期一般正味財産増減額	38,434	989,339	△ 950,904	3.9
一般正味財産期首残高	2,911,033	1,921,694	989,339	151.5
一般正味財産期末残高	2,949,468	2,911,033	38,434	101.3
II 指定正味財産増減の部				
① 受取補助金等	186,779	742,787	△ 556,007	25.1
② 受取負担金	26,327	7,728	18,598	340.6
③ 一般正味財産への振替額	△ 70,610	△ 53,082	△ 17,527	133.0
当期指定正味財産増減額	142,496	697,433	△ 554,936	20.4
指定正味財産期首残高	1,653,577	956,143	697,433	172.9
指定正味財産期末残高	1,796,074	1,653,577	142,496	108.6
III 正味財産期末残高	4,745,542	4,564,610	180,931	104.0

第3 補助金の交付

平成24年度において、本市は医師会に対し、第4表のとおり補助金9億2,264万円（健康福祉局関係分）を交付している。

第4表 補助金交付実績

補助対象事業	補助対象経費	事業費 総額	補助金 交付額
		千円	千円
救急医療体制助成 (一次体制・市域体制)	休日等急病診療所等の運営に係る経費	835,893	203,104
救急医療体制助成 (二次体制・市域体制)	病院群輪番制病院等の運営に係る経費	281,665	280,798
救急医療体制助成 (小児救急ネットワーク758)	小児救急ネットワーク758の運営に係る経費	145,217	145,217
救急医療体制助成 (災害医療救護体制)	災害時に派遣する医療救護班について、各区で実施する災害救助訓練等に係る経費	2,973	576
市医師会休日急病診療所施設・設備補助	名古屋市医師会休日急病診療所・夜間深夜急病センターの建替えに係る経費	437,228	193,169
中川区休日急病診療所・西部平日夜間急病センター改築補助	中川区休日急病診療所・西部平日夜間急病センターの改築に係る経費	179,265	82,416
市医師会看護専門学校運営補助	看護師等養成施設の運営に係る経費	610,861	14,959
市医師会看護専門学校実習体制補助	看護師等養成施設の実習体制確保に係る経費		777
看護学生充足対策事業補助	看護学生の求人活動に係る経費	26,161	486
障害者自立支援主治医師紹介制度等事業補助	医師紹介制度登録調整事務及び医師意見書内容向上事業に係る経費	1,086	1,086
結核健康診断補助	学校又は施設の長が行った定期結核健康診断に要した経費	102	53
合	計	2,520,456	922,646

(注) その他、子ども青少年局から45万円、環境局から387万円それぞれ補助金を交付している。

第4 指 摘 事 項

1 未収入金の会計処理について改善すべきもの

医師会では、急病センター及び各区休日急病診療所における診療に係る患者負担金について、実際に入金された時点で収入計上を行っている。その為、患者負担金のうち未収入分について決算に反映していなかった。また、回収不能となった未収入金に係る処理方法については、当該患者に督促は行っているものの、規定等がなかった。

医師会にあつては、患者負担金について発生した時点で収入計上すると共に、各区休日急病診療所を含む全体の未収入金残高を把握するよう改善されたい。また、未収入金の回収及び回収不能に係るルールを定めるよう改善されたい。

2 財産の管理事務に関するもの

(1) 固定資産の除却について検討すべきもの

医師会では、固定資産の廃棄や売却等の処分に係る手続を定めたものが無く、固定資産の廃棄処分にあたっては担当者の判断により廃棄処分が行われていた。

医師会にあつては、固定資産の廃棄や売却等の処分に係る適正な決裁ルールを設けるよう検討されたい。

(2) 固定資産の管理について注意すべきもの

医師会では、固定資産を取得した際には、規程により固定資産台帳に登録すると共に、慣例として資産識別シールを貼付している。休日急病診療所整備費（設備）補助金を財源として取得した固定資産を確認したところ、資産識別シールを貼っていないものが確認された。

医師会にあつては、固定資産管理の具体的な管理方法についてマニュアルを作成し、担当者に徹底するよう注意されたい。

3 補助金関係書類について注意すべきもの

(1) 補助金の実績報告を旧様式で行っていたもの

(2) 補助事業等に係る書類について期限までの保存を行っていなかったもの

(意見)

医師会は、休日急病診療所等の運営事業や医師会館建替え事業などの補助金の交付を受けており、補助金に係る適正かつ効率的な執行が求められている。

今回の監査において、急病センター及び各区休日急病診療所における業務の執行状況を確認したところ、医薬品等の購買契約を診療拠点ごとに業者選定及び価格交渉を行っているほか、各診療拠点において導入されている診療報酬請求の算定等を行うシステムが統一されていないことなど、効率的ではないと思われる事例が確認された。

また、補助対象事業の執行状況を含む出納事務について確認したところ、振込みによる支払手続や急病センターにおける現金管理について、会計処理規程にのっとりた預金及び現在有高の照合は行っているものの、処理誤りや横領等の不正を適時発見できる体制になっていないものも確認された。

今後の運用に当たっては、処理誤り等の早期発見が可能な仕組みや、補助金のより効率的な執行に留意されたい。

(健康福祉局関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、医師会に対する財政援助団体監査に併せて、健康福祉局所管の事務のうち医師会に対する事務について実施した。

第2 指 摘 事 項

1 補助金関係書類について注意すべきもの

- (1) 補助金に係る実績報告が旧様式で報告されているにもかかわらず確認していなかったもの (保健医療課)

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年 2月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー玉川店

名古屋市中川区玉川町 1丁目 1番地 2 外 2筆

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ゲンキー(株)	午前10時00分（年間30日は午前9時00分）	午前 9時00分	午後 9時00分	変更なし

3 変更の日

平成26年 2月 1日

4 変更しようとする理由

地域へのサービスを向上していくため

5 届出の日

平成26年 1月24日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー、熱田区役所情報コーナー及び港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成26年 2月20日から平成26年 6月20日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成26年 6月20日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年 2月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー富船店

名古屋市中川区富船町 3丁目 1番地の 1及び 1番地の 2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区富船町 3丁目 1-1、1-2	名古屋市中川区富船町 3丁目 1番地の 1及び、1番地の 2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
三菱UFJ信託銀行(株)	代表取締役 岡内 欣也	東京都千代田区丸の内一丁目 4番 5号	変更なし	代表取締役 若林 辰雄	変更なし

3 変更の日

(1) 大規模小売店舗の所在地については、平成26年 1月24日

(2) 設置者については、平成25年 6月26日

4 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成26年 1月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成26年 2月20日から平成26年 6月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成26年 6月20日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年 2月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー富船店

名古屋市中川区富船町 3丁目 1番地の 1及び 1番地の 2

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ゲンキー(株)	午前10時00分（年間30日は午前9時00分）	午前 9時00分	午後 9時00分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前 9時30分から午後 9時30分まで （年間30日は午前 8時30分から午後 9時30分まで）	午前 8時30分から午後 9時30分まで

3 変更の日

平成26年 2月 1日

4 変更しようとする理由

地域へのサービスを向上していくため

5 届出の日

平成26年 1月24日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成26年 2月20日から平成26年 6月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成26年 6月20日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課